

REPORT 2025

令和6年度 ディスクロージャー誌



Contents

I. ごあいさつ	1
II. 組合の沿革・歩み	2
III. 経営方針	
1. 経営理念	4
2. 経営方針	4
IV. 概況及び組織に関する事項	
1. 業務の運営の組織	6
●組織機構図	6
●組合員数及びその増減	7
●組合員組織の概況	7
●地区一覧	7
●職員数	7
●出資口数及びその増減	7
2. 理事及び監事の氏名及び役職名	8
●役員一覧	8
3. 会計監査人の名称	8
4. 事務所の名称及び所在地	8
●店舗一覧	8
●ATM営業時間のご案内	8
V. 主要な業務の内容	
1. 全般的な概況（取組みとその結果・実績及び対処すべき重要な課題）	9
2. 令和6年度各事業の概況（活動・実績）	11
●信用事業	11
●共済事業	13
●農業関連事業	14
●生活関連事業	14
VI. 事業活動に関する事項	
1. 農業振興活動	15
2. 地域貢献情報	16
3. 情報提供活動	16
4. リスク管理の状況	17
●リスク管理の体制	17
●法令遵守体制	19
●金融ADR制度への対応	23
●金融商品の勧誘方針	24
●個人情報の取扱い方針	25
●内部監査体制	27
5. 自己資本の状況	27
●自己資本比率の状況	27
●経営の健全性の確保と自己資本の充実	27

Contents

Ⅶ. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 決算の状況	28
●貸借対照表	28
●損益計算書	30
●注記表等	32
●剰余金処分計算書	50
2. 計算書類の正確性等にかかる確認	50
3. 会計監査人の監査	51
4. 最近の5事業年度の主要な経営指標	52
5. 利益総括表	53
6. 資金運用収支の内訳	53
7. 受取・支払利息の増減額	53
8. 自己資本の充実の状況	54
●自己資本の構成に関する事項	54
●自己資本比率の算定に関する用語解説一覧	56
●自己資本の充実度に関する事項	57
●信用リスクに関する事項	61
●信用リスク削減手法に関する事項	68
●派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	72
●証券化エクスポージャーに関する事項	72
●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	73
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	74
●金利リスクに関する事項	75

Ⅷ. 直近の2事業年度における事業の実績

1. 信用事業	76
●貯金に関する指標	76
●貸出金等に関する指標	76
●為替	80
●有価証券に関する指標	80
●有価証券の時価情報等	81
2. 共済事業	83
3. 農業・生活関連事業	85

Ⅸ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

1. 利益率	87
2. 貯貸率・貯証率	87

X. 役員等の報酬体系

1. 役員	88
2. 職員等	89
3. その他	89

(注) 記載した計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計と合致しない場合があります。

I. ごあいさつ

平素より、組合員の皆様には本組合の各事業に対し格別のご理解とご協力を賜っておりますことを衷心より厚くお礼申し上げます。

令和2年より感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の分類が、令和5年5月に5類へ引き下げられるまで、約3年3ヵ月にわたって経済に大きな打撃をもたらしましたが、昨年は平常時の社会経済を取り戻し、海外からの観光客もコロナ前の水準に戻りつつ、消費活動も活発になり農産物価格も上昇してまいりました。しかしながら、エネルギー、生産資材等の価格は高止まりしたままで、依然として農業の生産現場は厳しい状況が続いております。

令和5年まで続いた管内での梅雨末期の豪雨被害はなかったものの、その後の少雨と異常な高温続きにより、農作物については少なからず影響が出ました。

麦については、春先の長雨などにより最近になく質、量とも悪く、水稻の作況は平年並みとなりましたが、高温障害による品質の低下がみられ、大豆につきましても播種の遅れなどによる発芽不良や、播種後の少雨による生育不足などで、収量は昨年を大きく下回りました。

販売高の大部分を占める野菜については数量減の単価高により計画を大きく上回りました。販売高全体計画84億18百万円に対し100億54百万円と、近年にない大きな実績となりました。その他の主要事業の実績につきましては、貯金、共済の新契約については年間計画を達成したものの、購買品供給高については計画未達となりました。しかしながら、皆様のご協力により別途決算書の通りご報告できますことを感謝申し上げます。

最近の国内農業をめぐる情勢は、地球温暖化、自然災害の頻発・激甚化に加え、農業従事者の高齢化、基幹的農業者の減少等による生産基盤の脆弱化など、引き続き課題が山積しており、世界的にも穀物生産の不安定化、円安による輸入農産物の価格の上昇など、食料の安定供給が将来にわたり不透明な状況が続いております。

このような中、四半世紀ぶりに「食料・農業・農村基本法」が改正され、食料安全保障の確保が基本理念に掲げられました。JAグループでは、食料安全保障の確保に向けた意欲的な目標設定や具体策の充実、農業関連予算の増額などを求めてまいりました。今後も引き続き「持続可能な農業・農村の実現」、「適正な価格形成の実現と国民理解の醸成」などを求めていく必要があります。

一方、JAの自己改革においては、中期経営計画の最終年度となり、自己改革の成果と課題を検証し、次期3カ年は、引き続き営農・経済事業の強化による「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域活性化への貢献」を基礎に、組合員・地域社会の持続的発展に向けたJAの役割発揮に取り組んでまいります。

今後とも、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、この一年間の皆様のご利用に重ねてお礼申し上げますご挨拶といたします。

令和7年7月

みい農業協同組合
代表理事組合長 平田 浩 則

Ⅱ. 組合の沿革・歩み

昭和30年の市町村合併を契機に、三井郡は4町村が北野町に、5町村が小郡市に、3村が大刀洗町となり、3つの町となりました（昭和47年小郡町が小郡市となりました）。JA第1次合併は、昭和38年に北野町、昭和39年に小郡市、昭和47年に大刀洗町が行政単位で合併し、平成3年4月1日、県下23JA構想に基づき1市2町のJAが合併して『みい農業協同組合』として発足しました。

【JAみいの主な出来事】

1991 (平成3) 年	4 月	みい農業協同組合 発足 (北野町農協・小郡市農協・大刀洗町農協 合併)
	5 月	八坂カントリーエレベーター稼働 (小郡市八坂)
1992 (平成4) 年	4 月	農協の愛称が「JA」へ
1994 (平成6) 年	8 月	北野カントリーエレベーター稼働 (久留米市北野町十郎丸)
1995 (平成7) 年	3 月	貯金残高500億円達成
1996 (平成8) 年	8 月	大刀洗カントリーエレベーター稼働 (大刀洗町本郷)
1997 (平成9) 年	2 月	ライスショップ・旅行センター開設 (小郡市大板井)
1999 (平成11) 年	1 月	経済センター開設
2001 (平成13) 年	4 月	次期共済システム導入
	4 月	JAみいホームページ開設
	9 月	第1回JAみい麗宝展開催
2003 (平成15) 年	1 月	第1次支所再編 (14支所から5支所3金融特化店舗へ統廃合) 「大刀洗中央支所」開設
	9 月	「いきいき介護プラザ」開所 (小郡市八坂)
	10 月	やすらぎ会館「しらゆり」開設 (小郡市上岩田)
2004 (平成16) 年	5 月	新信用システム (JASTEM) 導入
	6 月	組合長・専務・常務2名体制へ
	8 月	土づくりセンター稼働 (小郡市下西鱒坂)
2005 (平成17) 年	7 月	直売所「めぐみの里」開設 (小郡市上岩田)
	7 月	園芸流通センター稼働 (久留米市北野町十郎丸)
2006 (平成18) 年	11 月	パッケージセンター稼働 (旧北野集荷場)
	11 月	大刀洗集出荷場リニューアル
2007 (平成19) 年	1 月	やすらぎ会館「こすもす」開設 (久留米市北野町中)
	1 月	JAみい合併15周年記念「マラッカ海峡クルーズ」開催
	12 月	直売所「めぐみの里」リニューアルオープン
2009 (平成21) 年	3 月	貯金残高600億円達成
2010 (平成22) 年	3 月	八坂カントリーエレベーター改修 (ラーメン小麦ライン増設)
	7 月	第10回JAみいグランド麗宝展開催
2011 (平成23) 年	4 月	JAみい総合ポイントサービススタート
	4 月	JA広域農機センター開所 (近隣3JA、JA全農ふくれん)
	6 月	JAみい合併20周年記念誌「JAみいの野菜づくり」発行
	10 月	JAみい合併20周年記念「博多座貸切公演」開催
	11 月	JAみい合併20周年記念「第20回ふるさと農業まつり」開催
2012 (平成24) 年	4 月	農産加工場落成 (大刀洗町本郷)
2013 (平成25) 年	1 月	小郡市と「災害時備蓄に関する協定書」調印
	8 月	やすらぎ会館「みつさわ」開設 (小郡市三沢)
	10 月	コミュニティ情報誌「YOU&MI (ユーアンドみい)」創刊
2014 (平成26) 年	7 月	JAみい初のフリーズドライ製品「筑後平野で生まれた小松菜のお味噌汁」発売開始
2015 (平成27) 年	6 月	JAみい小松菜部会『JGAP認証』を取得

2016 (平成28) 年	1 月	大刀洗中央支所リニューアル
	2 月	本店・小郡中央支店、北野中央支店竣工
	3 月	第2次支所再編 (5支所3金融特化店舗から3支店へ統廃合) 「本店・小郡中央支店」「北野中央支店」開設「大刀洗中央支店」リニューアルオープン 各支店の営農経済課と各経済店舗にTAC (タック: 営農・経済専任涉外) を配置
	5 月	第1期JAみい女性大学開講 (期間: 平成28年5月~29年3月)
	2017 (平成29) 年	3 月
2018 (平成30) 年	9 月	地域の防災・防火に貢献することを目的に、防災広報車を久留米広域市町村圏事務組合へ寄贈
	11 月	(株)西日本宇佐美 筑後小郡インターSSと提携取引開始
	12 月	ホームページリニューアル
	3 月	地域の防犯環境を整備し安全・安心に貢献することを目的に、防犯カメラを小郡市へ寄贈
	4 月	自己改革の一環として、肥料・農薬の価格値引き制度「よかねサービス」開始
2019 (平成31) 年	4 月	会計監査人監査 (みのり監査法人) 開始
	2020 (令和2) 年	4 月
2021 (令和3) 年	6 月	各支店に新型コロナウイルス感染防止のため、飛散防止パネル・検温器設置
	4 月	野菜直売サイト「YASITE (やさいと)」開設
2022 (令和4)	11 月	スマートフォンを活用した「JAみいコネクト」サービス開始
	4 月	社会医療法人シマダとの包括連携協定
2023 (令和5)	7 月	「食べてみ!」マークの商標登録完了
	4 月	環境資源循環型エコ肥料「e・green (イー・グリーン)」シリーズの販売を開始
2024 (令和6)	12 月	大刀洗町との包括連携協定
	2 月	新嘗祭献穀にかかる筑後小郡良質米推進協議会設立総会
	11 月	小郡市との包括連携協定 「久留米北地区3JA合併研究協議会」設置

位置図



本店 (2・3階部分)・小郡中央支店 (1階)



北野中央支店



大刀洗中央支店 (店内改装)



Ⅲ. 経営方針

1. 経営理念

JAみい経営理念

JAみいは、
協同という「絆」のもと、人と人との結びつきを深め、
豊かな社会づくりに貢献するとともに、
魅力ある農業の実践と地域密着活動を展開します。

2. 経営方針

1. 基本方針

「持続可能な未来へ向けたJAの役割発揮」

2. 基本目標

「自己改革の浸透」

- (1) 農業者の所得増大・農業生産の拡大による食料・農業基盤の確立・強化
- (2) 地域の活性化への貢献による地域・組織基盤の確立・強化
- (3) 持続可能なJA経営基盤の確立・強化による総合事業の役割発揮

3. 重点実施事項

営農部門

営農指導においては、ロシアによるウクライナ侵攻に起因した飼料、燃油、肥料の価格高騰により、過度に輸入に依存しているわが国の食料安定供給リスクは顕在化し、生産資材価格が高止まりするにもかかわらず、国産農畜産物は生産コスト増高分の価格転嫁が進まず、生産現場では危機的な状況が続いている中、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に向け関係機関との連携を一層強化し、持続可能な地域農業の確立を図ります。

園芸においては、取引先に対し生産現場の状況を理解するよう訴え、生産・流通コスト上昇分の販売価格への転嫁を求めていくとともに、多様なニーズへの対応を行うためにも、市場等の取引先との連帯強化に取り組む「選ばれる産地づくり」や次世代を担う人材の育成を行います。

販売促進においては、マーケットインに基づく販売の実践や6次産業化商品の開発など、さらなる販売促進に取り組めます。

農産においては、農業者の所得増大に向けて、土壌診断に基づいた土づくりの実践や、関係機関と連携した各種栽培講習会の実施等による品質・反収の向上に取り組めます。また、環境資源循環型農業の実践に取り組むとともに、生産履歴管理の完全実施による安全・安心な農産物生産と自然環境や労働安全に配慮した農業の実践に取り組めます。

経済部門

生産資材においては、近年の資材価格高騰と肥料価格の高止まりにより経費が増加していますので、出向く体制を通して、低価格肥料「e・green」シリーズ等の普及を拡大することにより、コスト低減による所得増大に取り組めます。また、インターネットを利用した情報発信を強化し、利便性向上に取り組めます。

農機においては、物価高騰により農業経営が不安定な状況にあるなか、機能限定農機の提案による生産コストの低減を図り、JA 全農ふくれん WEB サイト「中古農業機械情報」を利用した流通促進に取り組ま

す。

また、燃料においては、利用者に安心いただける安定供給・配送に努め、地域のライフラインとしてのサービス向上に取り組みます。

生活においては、組合員拡大とアクティブ・メンバーシップの確立において、正組合員のメンバーシップの強化や准組合員の「食と農」に基づくメンバーシップの強化を図ります。健やかで安心して暮らせる地域社会へ向けたくらしの活動と、JA ファンづくりを目的とした地域密着活動を展開します。また、健康・運動・食事を核とした健康寿命 100 歳プロジェクトの推進やエシカル消費（地産地消・国産国産・フードロス削減等）の啓発に取り組むとともに、地域における子供食堂などへの支援等の取り組みを致します。

さらに、地域社会に必要とされる JA 葬祭事業の確立として、組合員サービス向上に向けた事前相談会の充実を図ります。

金融共済部門

信用においては、円安等の影響による物価高、資源高により、家計は実質所得の目減り、農業経営は生産コスト高となり、依然として厳しい情勢に置かれております。

このような情勢のなか、「農業・くらしを支え地域に選ばれ続ける JA バンク」を目指し、実情に応じ創意工夫ある取り組みを実施し、JA バンクならではの価値の提供ならびに組合員等が利用しやすい金融サービスを提供いたします。

共済においては、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症へと移行され、日本の社会は徐々にコロナ禍以前の様相に戻りつつあります。

このような情勢のなか、本年度も引き続きデジタル技術等を活用した寄り添う活動の実践を通じて組合員・利用者との強固な絆の構築に取り組みます。

総務企画部門

管理運営においては、早期警戒制度を踏まえ、総合事業体としての機能を発揮するための JA 経営基盤の確立・強化に取り組むとともに、さらなるデジタル化、DX の研究・実践に取り組みます。

職員教育では、コンプライアンス教育を基本に、職員認証資格取得率向上及び専門性を高める研修会への派遣や資格取得を奨励し、協同組合の理念と JA の自己改革を実践する人づくりに引き続き取り組みます。

リスク管理・監査においては、JA ガバナンス・内部統制の実効性向上に取り組むとともに、監事監査、会計監査人監査、内部監査の連携と相互補完体制の構築に取り組みます。

また、「協同組合」にかかる理解の醸成に向け、SNS やマスメディア等を活用し SDGs に即した事業・活動の広域情報発信を行います。

《JAみいキャッチフレーズ》

FOR YOU WITH MII

自然と夢とやすらぎを 次代へ

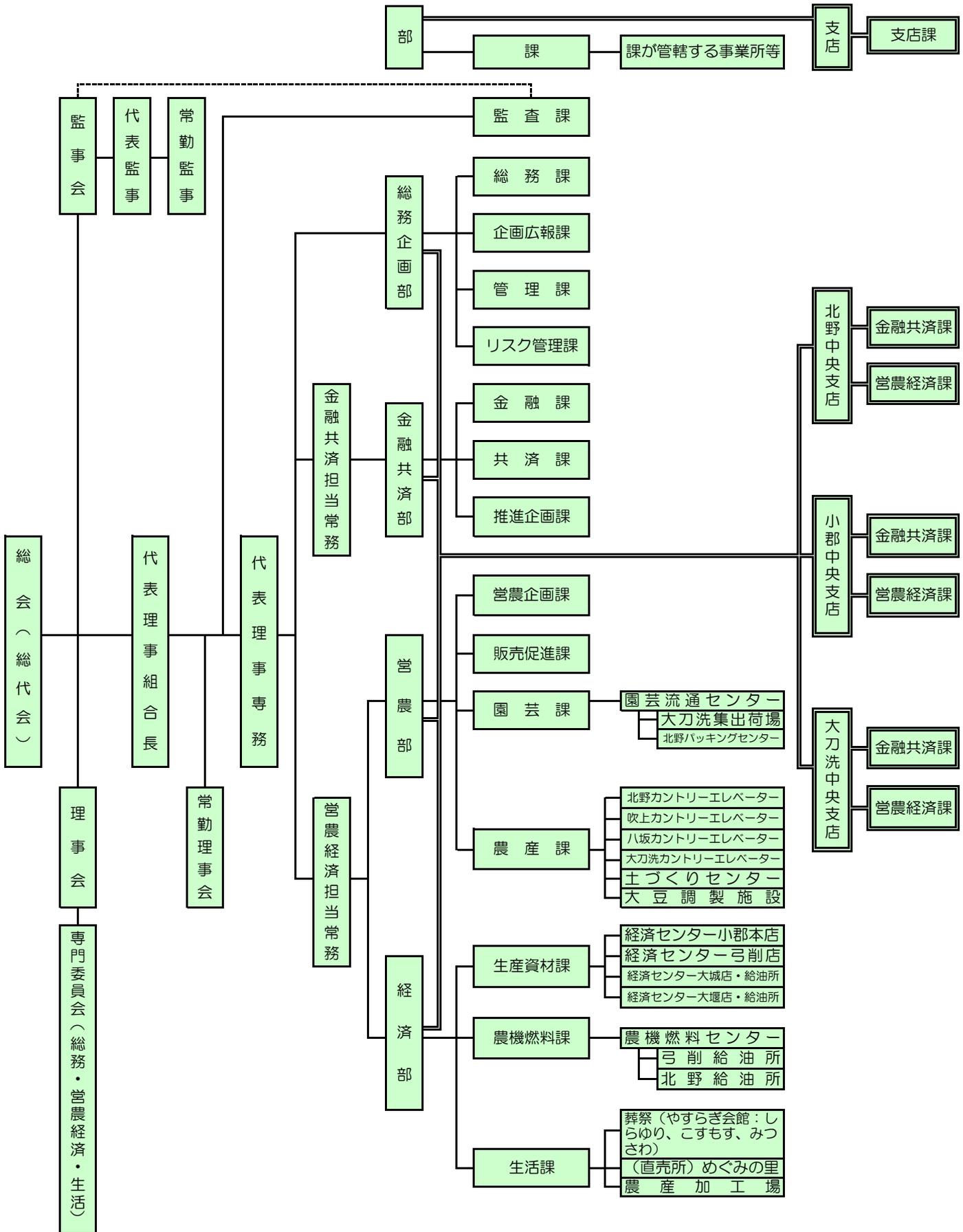
- ・ JAみいは、あなたのために、あなたと共にあゆんでいきます。
- ・ JAみいは、豊かな自然と未来への夢、幸せに満ちたやすらぎを、次代へつなげていきます。

IV. 概況及び組織に関する事項

1. 業務の運営の組織

●組織機構図

令和7年7月1日現在



●組合員数及びその増減

(単位：人)

区 分		前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末	増 減
正組合員	個 人	4,054	35	179	3,910	△ 144
	法 農事組合法人	21	0	0	21	0
	人 その他の法人	42	0	0	42	0
	計	4,117	35	179	3,973	△ 144
准組合員	個 人	4,091	203	139	4,155	64
	農事組合法人	0	0	0	0	0
	その他の団体	57	0	0	57	0
	計	4,148	203	139	4,212	64
合 計	8,265	238	318	8,185	△ 80	

●組合員組織の概況（令和7年3月末時点）

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
農 事 小 組 合	249	ブ ロ ッ コ リ ー	11
J A 青 年 部	110	き ゅ う り	3
J A 女 性 部	310	い ち ご	20
年 金 友 誼 会	4,810	ほうれん草（大刀洗）	18
青 色 申 告 会	438	春大根（大刀洗）	1
野 菜 部 会 協 議 会	270	レ タ ス （ 大 刀 洗 ）	5
共 撰 協 議 会	73	中 国 野 菜 （ 大 刀 洗 ）	3
部 会		リ ー フ レ タ ス （ 大 刀 洗 ）	28
パ セ リ	7	オ ク ラ ・ 菜 の 花 （ 大 刀 洗 ）	17
水 耕 （ み つ ば ）	6	大 刀 洗 夏 野 菜 部 会	45
ニ ラ	4	切 り 花	28
サ ニ ー	32	も ち 米	3
青 果 ほうれん草	25	水 稻 育 苗	2
春 菊	8	農 作 業 受 託 者	4
レ タ ス	1	米 麦 採 種	30
オ ク ラ	52	酪 農	9
ラ デ ィ ッ シ ュ	2	養 豚	2
ち ん げ ん さ い	15	研 究 会	
小 松 菜	15	い ち じ く	6
ス イ ー ト コ ー ン	6	ル ッ コ ラ	5
み ず な	11	モ ロ ハ イ ヤ	12
博 多 小 ね ぎ	4	ク ウ シ ン サ イ	13
ロ メ イ ン レ タ ス	5	ズ ッ キ ー ニ	7

●地区一覧

小都市、久留米市北野町、三井郡大刀洗町

●職員数

(単位：人)

区 分		前 期 末	当 期 末	う ち 男 性	う ち 女 性
正職員数	一 般 職 員	126	124	84	40
	営 農 指 導 員	21	20	20	0
	生 活 指 導 員	2	2	1	1
小 計	149	146	105	41	
常 雇	9	8	2	6	
臨 時 ・ パ ー ト	72	68	34	34	
派 遣	3	2	1	1	
合 計	233	224	142	82	

●出資口数及びその増減

(単位：口)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減
正組合員	1,355,021	1,317,080	△ 37,941
准組合員	227,936	238,730	10,794
小 計	1,582,957	1,555,810	△ 27,147
処分未済持分	11,979	16,982	5,003
合 計	1,594,936	1,572,792	△ 22,144

(備考)

出資1口金額 1,000円

2. 理事及び監事の氏名及び役職名

●役員一覧

役職名	氏名	摘要	役職名	氏名	摘要
代表理事組合長	平田 浩 則	実践的能力者	理 事	赤 川 敏 彦	実践的能力者
代表理事専務	松 熊 浩 治	実践的能力者	理 事	佐 田 壽 男	実践的能力者
常 務 理 事	樋 口 光 秋	実践的能力者	理 事	久 保 山 康 幸	実践的能力者
常 務 理 事	野 瀬 忠 治	実践的能力者	理 事	安 丸 富 士 男	認定農業者
理 事	手 嶋 忠 広	認定農業者	理 事	秋 山 峰 子	女性役員
理 事	池 田 清 茂	認定農業者	理 事	中 村 洋 子	女性役員
理 事	古 賀 純 弘	認定農業者	理 事	山 川 美 代 子	女性役員
理 事	古 賀 義 輝	認定農業者	代 表 監 事	檜 原 利 秀	
理 事	能 塚 智 芳	認定農業者	常 勤 監 事	床 島 正 浩	
理 事	天 本 正 幸	実践的能力者	員 外 監 事	一ノ瀬 良徳	
理 事	重 松 善 成	認定農業者	監 事	廣 田 暢 昌	
理 事	× 野 忠 雄	実践的能力者	監 事	吉 田 博 之	
理 事	山 下 和 幸	認定農業者			

注 1. 役員の任期は令和10年6月の通常総（代）会の終了の時までです。

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和7年3月現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

4. 事務所の名称及び所在地

●店舗一覧

(令和7年7月現在)

店舗名	住 所	営業時間(月～金)	電 話 番 号	A T M 設 置 台 数
本 店	小郡市大板井267-1	8:45～17:00	0942-72-2141	
小 郡 中 央 支 店	小郡市大板井267-1	9:00～15:00	0942-72-4444	1台
北 野 中 央 支 店	久留米市北野町今山602-1	9:00～15:00	0942-78-3213	1台
大 刀 洗 中 央 支 店	三井郡大刀洗町大字本郷1017-1	9:00～15:00	0942-77-0031	1台

※11:30～12:30分はお昼休み

●A T M 営 業 時 間 の ご 案 内

(令和7年7月現在)

設 置 場 所	住 所	平 日	土 曜 ・ 日 曜 ・ 祝 日
小 郡 中 央 支 店	小郡市大板井267-1	9:00～19:00	9:00～17:00
イ オ ン 小 郡	小郡市大保17-1	9:00～21:00	9:00～21:00
北 野 中 央 支 店	久留米市北野町今山602-1	9:00～19:00	9:00～17:00
大 城	久留米市北野町乙丸89-3	9:00～19:00	9:00～17:00
大 刀 洗 中 央 支 店	三井郡大刀洗町大字本郷1017-1	9:00～19:00	9:00～17:00

※正月三が日、5月の連休につきましては、システム点検等で稼働日が変更になる場合がございます。

お手数ですが事前にJAみのりの本店金融課または各支店の窓口にお尋ねください。

V. 主要な業務の内容

1. 全般的な概況(取組みとその結果・実績及び対処すべき重要な課題)

①事業全般

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業利益	90,458	236,823	290,679	187,257
経常利益	155,441	303,008	360,041	250,509
当期剰余金	89,585	210,900	253,905	103,894
総資産	87,114,320	86,858,710	88,522,291	89,640,223

②信用事業の概況

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
貯 金	78,241,626	78,068,905	79,828,470	81,221,801	
預 金	65,724,527	65,840,715	67,510,226	67,651,101	
貸 出 金	12,652,144	12,039,044	11,033,863	10,943,024	
有価証券	-	-	977,902	2,226,009	
内国為替 取扱高	(仕向)	11,476,011	12,149,306	13,623,130	15,677,262
	(被仕向)	29,451,201	26,876,412	30,748,169	32,891,470

③共済事業の概況

(単位：万円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
長期共済保有高	23,886,974	22,819,592	21,846,209	21,131,622
共済付加収入	46,659	44,061	41,840	41,242

④販売品販売高の概況

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
販売品販売高	7,462,605	7,912,909	8,945,995	10,053,799

⑤購買品供給高の概況

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生産資材	2,158,233	2,422,119	2,405,689	2,387,441
生活資材	246,951	217,251	199,772	195,378
合 計	2,405,184	2,639,370	2,605,461	2,582,819

⑥対処すべき重要な課題

(1) 「農業者の所得増大・農業生産の拡大による食料・農業基盤の確立・強化」の取り組み

肥料価格が前年より上昇し、加えて一部の出荷資材の高騰等を受けて農業生産コストの高止まりが続く中で、農産物全体には生産コスト上昇分の価格転嫁が十分にすまないこと等から農業所得は厳しい状況が続いています。

これらを踏まえ、今後も担い手農家の経営安定や所得増大等を支援していくため、営農指導体制と販売戦略のさらなる強化、「生産資材価格高騰対策等積立金」を原資にした出来る限り安価な生産資材価格の設定を行うとともに、国等への支援要請に引き続き取り組みます。

(2) 「自己改革実践サイクルの実践と持続可能な経営基盤の確立・強化」の取り組み

JA における自己改革の取り組みは「自己改革実践サイクルの構築や組合員との対話活動の強化」が求められており、今後も自己改革実践プランの策定と実行により不断の自己改革等に取り組みます。

また、経済事業の収益力向上や収支改善等に継続して取り組み、「持続可能な JA 経営基盤の確立・強化」の実現に尽力します。

2. 令和6年度各事業の概況(活動・実績)

●信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。全国網の大きな安心感と、JAならではの地域に密着した視野を持ち、地域におけるナンバーワンかつオンリーワンの金融機関を目指しています。

□ 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

・主な貯金商品一覧表

種別	特徴	お預入期間	お預入額
総合口座	普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットして、使う、貯める、受け取る、借りるの4つの機能を持たせた暮らしに便利な口座です。給与、年金等のお受取り、各種公共料金の自動支払サービスやいざというとき定期貯金等を担保にして最高500万円までの自動融資がご利用いただけます。	出し入れ自由 (定期貯金は1ヵ月～5年)	1円以上
普通貯金	いつでも出し入れ自由な貯金で、給与、年金等のお受取り、各種公共料金の自動支払サービスもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金	普通貯金と同じように、いつでも出し入れ自由な貯金ができるうえ、普通貯金より高利回りでご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
当座貯金	小切手や手形によるお支払がご利用いただける口座です。	出し入れ自由	1円以上
通知貯金	7日以上のお預け入れに有利な貯金です。	7日以上	5万円以上
定期積金	毎月コツコツ一定額を積み立てて、無理なく目標額が受け取れます。 (目標に合わせて各種種類があります。)	6ヵ月～5年	1,000円以上
定期貯金	ボーナスや農産物代金、定期積金の満期時など、まとまったお金を有利に増やせます。金融情勢やお預け入れ金額、お預け入れ期間などによって金利が決まります。	1年～3年	300万円未満
		1ヵ月～5年	1円以上
		1ヵ月～5年	1,000万円以上
		1年～3年	1円以上

□ 貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。

さらに、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫の融資の申込みのお取次ぎもしています。

・貸出金残高（令和7年3月末）

（単位：百万円）

組合員等	地方公共団体	その他	計
10,402	260	281	10,943

・貸出商品一覧表（下記一覧表は概略であり、詳細については窓口でお尋ね下さい。）

種別	用途	期間	融資金額	
手形貸付	貯金担保貸付	定期貯金、定期積金等を担保として質入れ、貯金残高の範囲内まで借入れができます。	1年以内 かつ 当該貯金の満期日以内	担保として質入れした貯金額の範囲内
	共済担保貸付	ご加入の共済を担保として質入れ、借入れができます。	1年以内 かつ 当該共済の満期日以内	共済貸付に準じる
証書貸付	営農資金	農地・施設・機械等の取得及び営農に関する資金です。	20年以内	所要資金の範囲内
	一般資金	特に定めません。	25年以内	所要資金の範囲内
	農業外事業資金	借家・アパート・店舗等の取得又は造成資金です。	35年以内	事業費の範囲内
	教育ローン	就学子弟の入学金、授業料、学費及び生活資金です。	15年以内	1,000万円以内
	住宅ローン	住宅の新築購入・増改築資金・他金融機関からの借換資金です。	40年以内	10,000万円以内
	マイカーローン	自動車購入資金です。	10年以内	1,000万円以内
貸越	農機ハウスローン	農機具・ハウス等購入資金です。	10年以内	1,500万円以内
	総合口座貸越	総合口座に定期貯金をセットすることで、定期貯金残高の90%以内で最高500万円以内の自動融資がご利用頂けます。	口座にセットした定期貯金の満期日以内	口座にセットした定期貯金残高の90%以内で最高500万円以内
	カードローン	特に定めません。	1年（自動延長）	300万円以内

・制度融資（令和7年3月末）

（単位：百万円）

資金名	制度の概要・趣旨	貸出残高
農業近代化資金	農業機械や農業設備等を充実させるための資金です。	227
農業改良資金	農業の新規部門・事業へのチャレンジを応援する資金です。	0
農業経営基盤強化資金	認定農業者向けの長期的な資金で、農業経営の改善を図る為の資金です。	0

□ 為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などへの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

□ 国債窓口販売

国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取扱いをしています。

□ サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、貸金庫のご利用、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

・サービス、その他商品一覧

種 別	サービスの内容
自動支払サービス	電話料、電気料、ガス料、水道料、NHK受信料などの公共料金から、税金、クレジット代金、校納金などお客様ご指定の貯金口座から自動的にお支払いできます。
年金自動受取サービス	国民年金・厚生年金・共済組合年金など各種年金がお客様の口座に振り込まれます。期日忘れの心配がなく、即日お受け取りができます。
給与振込サービス	毎月の給与やボーナスが支給日の当日、お客様の口座に振り込まれ、いつでも都合のよい日にお引き出しができます。
キャッシュカード	支店の自動サービスコーナーのATMから貯金のお引き出し、残高照会ができます。また、店舗外自動サービスコーナーや全国のJA・都市銀行・地方銀行・信用金庫・信用組合など提携金融機関の自動サービスコーナーからもお引き出し・残高照会ができます。
Qネットサービス	Qネット代金回収サービスは、加盟店をネットワークして、お取引先からの代金回収を口座振替の方法で代行致します。Qネットサービスエリアは、福岡・佐賀・長崎の3県の提携金融機関です。
デビットカードサービス	「J-Debit」の加盟店でお客様がお買い物された代金を、キャッシュカードによって貯金口座から即時に決済する共同のショッピングサービスです。
貸金庫サービス	各支店に設置しています。
JAネットバンク	窓口やATMに行かなくても、パソコン・スマートフォンからインターネットを通じてアクセスするだけで、残高照会やお振込みなどの各種サービスを気軽にご利用いただけます。

●共済事業

共済事業は、毎日の暮らしのなかでいつ起こるかわからない様々な危険から、生命と財産を保障し、生活の安定と向上を図ることを目的としています。

生命を保障する生命総合共済、財産を災害より守る建物更生共済・My家財、自動車事故に備えた自動車共済・

自賠償共済、ゆとりある老後を保障する年金共済等幅広くご加入いただいております。

・主な共済種類一覧表

共 済 種 類		特 徴
長 期 共 済	終 身 共 済	万一の場合に備え、大きな保障が一生続きます。
	養 老 生 命 共 済	貯蓄しながら、万一の保障に備えられます。
	定 期 生 命 共 済	お手頃な共済掛金で、万一の保障に備えられます。
	引 受 緩 和 型 終 身 共 済	健康に不安のある人もご加入しやすい一生の死亡保障です。
	生 存 給 付 特 則 付 一 時 払 終 身 共 済	ご加入しやすく、将来の安心を増やせる一生の死亡保障です。
	引 受 緩 和 型 定 期 医 療 共 済	健康に不安のある人もご加入しやすい医療保障です。
	医 療 共 済	先進医療に備えられる、充実の医療保障があります。
	が ん 共 済	一生を通じて、あらゆる「がん」を保障します。
	生 活 障 害 共 済	働けなくなるリスクに備えられる安心の保障です。
	特 定 重 度 疾 病 共 済	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。
	認 知 症 共 済	一生にわたって備えられる認知症の保障です。
	介 護 共 済	一生にわたり介護保障が備えられます。
	一 時 払 介 護 共 済	まとまった資金で一生にわたり介護保障が備えられます。
	予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済	ゆとりある老後のために、積立で感覚で老後の資金が準備できます。
こ ど も 共 済	必要な保障を確保しながら、お子様の教育資金を計画的に準備できます。	
建 物 更 生 共 済	火災・自然災害はもちろん、地震にも備えられる建物や家財の保障です。	
短 期 共 済	自 動 車 共 済	自動車事故によるケガや賠償、修理に備える共済です。
	自 賠 責 共 済	法律により加入が義務付けられた、対人賠償責任共済です。
	傷 害 共 済	突然の災害によるケガや死亡に備える共済です。
	火 災 共 済	火災や落雷など、もしもの建物災害に備える共済です。
	賠 償 責 任 共 済	日常生活のさまざまなリスクに対応する共済です。

●農業関連事業

農業関連事業は、自然と環境にマッチしたゆとりある農業の創造を目指し、米麦の作付推進と合わせて土地利
用型の多品目野菜の生産と共同出荷による安定市場の確保等、園芸・畜産物の営農技術指導と販売により高収
量・高収益農業に取り組んでいます。また、組合員の農業生産に関する生産資材、農業機械等の提供とサービス
に努めています。

●生活関連事業

生活その他事業は、生活に必要な食料品、ガス、油類等幅広い商品の提供をはじめ、葬祭事業、宅地等供給事
業などの組合員及び地域のみなさまのニーズに合ったサービスに努めています。

VI. 事業活動に関する事項

1. 農業振興活動

<農業関係の持続的な取り組み>

- ① 新技術導入による農業生産効率の向上と地域の実態に応じた持続可能な農業振興の取り組みとして、三井地区農業振興協議会、久留米市と連携し、スマート農業（トラクターの自動運転）等について協議を行いました。また、試験圃場を設置し、衛星画像と栽培管理システムを利用した可変施肥試験を実施しました。さらに、「第5次 JA みい地域農業振興計画書」に基づき、生産・販売戦略の実践や農業生産基盤の強化に取り組みました。
- ② 農業者の売上増加に向けた販売の強化・実践の取り組みとして、セット販売での販売力強化による顧客づくりや、拠点市場との連帯強化による新規販売ルートの確保を行いました。また、実需者とコミュニケーションを取りリアルタイムのニーズを把握し、生産者と情報共有を図り実需者ニーズに応じた栽培計画を立てる仕組みづくりを行いました。
- ③ 県民に愛される米・麦・大豆の販売とPR の取り組みとして、米・麦・大豆の事前契約による販売強化に取り組みました。「夢つくし」「元気つくし」「ヒノヒカリ」については、関係機関と連携して「金のめし丸県産米」の販売に取り組みました。また、令和6年度より導入された大豆新品種「ちくしB5号」については、座談会等で周知し転換を図りました。さらに、農業者の所得増大に向けて、集落営農座談会や栽培情報等で麦圃場排水対策の徹底を周知しました。



・可変施肥試験実施



・農業用廃プラスチック等回収

<地域密着型金融への取り組み>

- ① JA 地域密着・くらしの活動の実践による「地域活性化」への取り組みとして、JA 独自の金利上乗せ定期貯金「スマイル定期貯金」、年末恒例の「貯金王」等キャンペーンを実施し個人貯

金残高純増に取り組みました。また、年金友の会会員獲得及び組織拡充を図るため、年金受給相談会、年金受取予約キャンペーン、年金感謝デー、グラウンドゴルフ大会、親善ゴルフ大会、企画旅行を実施しました。

- ② JA 地域密着・くらしの活動の実践による「地域活性化」への取り組みとして、小口ローンの QR コード付きチラシのポスティング活動を定期的実施し、インターネットによるローン申込に取り組みました。さらに、農業経営支援として計画的な農家先の訪問を行い、資金ニーズへの的確な対応に取り組みました。

2. 地域貢献情報

<社会貢献活動>

自然環境に配慮した農業生産およびリスクマネジメントの取り組みとして、米・麦・大豆の全品種において残留農薬検査を行い、安全・安心な農産物の産地確立に取り組むとともに、農薬指導士研修会に渉外職員が参加し、内部研修会開催による知識向上を図り、農薬の適正指導に取り組みました。また、資源リサイクル活動の一環として、4 月と 8 月に廃プラスチック回収と 12 月に廃農薬回収を実施しました。

<地域貢献情報>

女性部研修会・農業まつり・女性部ウォーキング大会でフードドライブを開催し、社会福祉施設等に寄付（食料品 310 kg、日用品 81 kg）を行い、地域活性化への貢献に取り組みました。また、リサイクルを意識した環境への配慮として、大刀洗町と連携し使用済みペットボトルキャップを収集し、町内小学校新一年生の引き出し購入費用の一部として貢献しました。



ウォーキング大会時に寄付



農業まつり時に寄付

3. 情報提供活動

<コミュニティ誌・広報誌の発行・日本農業新聞への投稿>

- ① 「協同組合」の国民・県民理解醸成に向けた広報活動の取り組みとして、マスコミ及び行政広報

部署との連携会議を開催し、JA みの SDG s に即した活動等の周知を図りました。また、小郡市、大刀洗町との連携による員外向けコミュニティ情報誌「YOU & MII」を作成し、JA 事業や取り組み等の情報発信を行いました。

4. リスク管理の状況

●リスク管理の体制

□ リスク管理の基本方針等

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、経営リスク管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

- ① 事業・部門別、場所別経営リスクの分類確認に関する事項
- ② 経営諸リスクの整理対策計画に関する事項
- ③ 経営諸リスクの整理対策進捗状況に関する事項
- ④ コンプライアンス態勢の確立に関する事項
- ⑤ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑥ その他目的達成に必要な事項

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏

に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規定に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、コンピュータシステムの安定稼動のため、安全円滑な運用に努

めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

●法令遵守体制

□ コンプライアンス基本方針

当組合では、以下のようなコンプライアンスの基本方針を制定し、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

(1) 社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

(2) 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

(3) 法令やルールの厳格な順守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、公正な事業運営を行います。

(4) 反社会勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

(5) 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実に努め、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

□ コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、経営リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、担当者を設置しています。基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

【令和6年度の取り組み事項】

1. 3月にモバイル給与システムを活用した安否確認システムによりメールを送信し、安否確認を実施しました。

□ 令和6年度研修内容

対象者	実施時期	研修内容
役員（理事及び監事）	8月	外部講師による研修
全役職員	8月	ウェブ方式による研修
全管理職	10月	外部講師による研修
コンプライアンス責任者	10月	ウェブ方式による研修
コンプライアンス担当者	12月	ウェブ方式による研修
各職場内研修	年4回	コンプライアンスに係るテーマに基づき意見交換

【令和7年度の取り組み方針】（令和7年度コンプライアンス・プログラム）

JAMIAは、社会的責任及び公共的使命を果たすため、コンプライアンス基本方針並びにコンプライアンス運営規程等に則り、コンプライアンスの職場風土を醸成するために、具体的な実践計画を策定し、確実に取り組んでいくこととする。

【令和7年度の取り組み事項】

I 基本的取り組み事項

1. リスク管理課は、コンプライアンス態勢の強化を図るため、コンプライアンスやリスク管理を統括し、体制整備を図る。
2. 不祥事発生を未然に防止するための諸施策に積極的に取り組む。
3. 各種研修会・会議を通じて、コンプライアンス意識の醸成及びコンプライアンス違反を許さない職場風土を目指す。
4. コンプライアンスに係る取り組みが確実に実践できるよう、進捗管理を徹底する。

II 具体的取り組み事項

1. 経営層での取り組み
 - (1) 組合長・専務・常務は、年頭所感や総代会、全体職員研修等あらゆる機会をとらえ、コンプライアンスに対する積極的な取組姿勢を示し、コンプライアンス意識の高い職場風土を醸成するよう努める。
 - (2) 理事は、業務遂行に際し、コンプライアンスの問題を常に意識し、規則に基づき公正、公平に断固とした態度で対応する。
 - (3) 理事及び監事は、理事会・監事会、経営リスク管理委員会等において、コンプライアンスにかかる諸問題の論議を行い、認識の共有化を図る。

2. 規程の策定と必要な見直し

(1) 法令等の改正に伴うコンプライアンス・マニュアルの見直し

不祥事未然防止の観点から日常業務の留意事項を整備し、法令遵守に関して最新の法改正等へ対応するために見直しを行う。

(2) 関係規程類の整備と周知徹底

コンプライアンスに関連する規程類については、法改正等への対応や現状に適合したものとなっているか等、見直しを行う。

3. 事業継続計画（BCP）運用へ向けた取り組み

(1) 事業継続計画（BCP）の周知及び訓練の実施

① 事業継続計画（BCP）の周知を行う。

② 訓練及びモバイル給与システムを活用した、役職員の安否確認システムの送信テストを実施する。

4. 不祥事未然・再発防止に向けた取り組み

(1) 実効性ある自主検査の実施

① 各部門において、着実に自主検査を実施する。

② リスク管理課は、検査結果を取りまとめる。

③ 事業所管部署は、自主検査で不備があった場合は、改善状況を毎月確認し、指導を行う。

④ 監査課は、自主検査で適正とされた項目に対してモニタリングを行う。

⑤ リスク管理課は、本店担当部署と連携し、自主検査項目の見直しを行い、当JAの実態に即した自主検査項目を設定する。

(2) クロスチェックによる業務点検の実施

クロスチェック実施要領に基づき、点検を実施する。

(3) 連続職場離脱の確実な実施

連続職場離脱実施要領に基づき、対象者に対して漏れなく実施する。

(4) 人事ローテーション実施要領に基づく計画的な人事異動と不祥事未然防止

① 人事ローテーション実施要領に定める基準に基づく、体系的・計画的な人事異動を実施する。

② 人事ローテーションにおける長期滞留者及び特殊業務従事者については、要領に定める内部けん制策を実施する。

(5) 現金取引に係る内部管理態勢の構築

現金取引内部ルールに沿った業務遂行ができていないか、監査課によるモニタリング（オンサイト）及び内部監査を実施する。

(6) 職員行動管理の徹底

① 管理職を対象に「職員行動チェックリスト」「管理者行動チェックリスト」による点検を実施し、

部下の行動管理を行う。

- ② 全職員を対象に、「職員行動自主点検表」による点検を行い、自らの行動を振り返る機会を設ける。

(7) コンプライアンス意識の醸成

- ① 朝礼において、当JAの経営理念等の唱和を行う。
- ② 各種会議・研修を通じて、コンプライアンス違反を許さない職場風土の醸成を図る。

(8) 内部相談・通報制度（JAヘルプライン）の活用

全職員に対して、内部相談・通報制度（JAヘルプライン）およびその運営要領の周知を図り、万が一、相談・通報があった場合には、全国JAヘルプラインや中央会と連携して適切な対応を行う。

5. 個人情報保護法関係

(1) 個人データ取扱台帳の整備と定期的な見直し

- ① 個人データ取扱台帳を更新する。
- ② 個人データ取扱台帳については、年に1回、内容を見直す。

(2) 監査課によるモニタリング

監査課は、個人データ取扱台帳の整備や個人データ管理台帳の運用に係るモニタリング（オンサイト）を実施する。

6. 苦情等処理対応

(1) 相談・苦情等対応記録簿の運用

- ① 各職場においては、苦情処理等対応要領等に基づき、組合員等からの苦情・相談等の情報をもれなく「相談・苦情等対応記録簿」に記入し、所属長を経由して、リスク管理課に報告する。
- ② リスク管理課は、各職場からの苦情・相談等の内容や対応策・改善すべき事項を取りまとめ、職場内に周知するとともに、コンプライアンス研修や職場内ミーティングを活用して、情報を共有化する。

また、リスク管理課は、利用者対応が適切に行われているか、相談・苦情等対応記録簿の記載等についてモニタリングを行う。

(2) 苦情等相談窓口への対応

組合員や地域利用者からの苦情・相談を真摯に受け止め、中央会・連合会と連携して、適切な対応を行う。

7. コンプライアンスに係る研修計画

コンプライアンスに係る研修を以下のような内容で実施する。

以下に掲げる研修のほか、各種会議体等の中で、コンプライアンス・マニュアル等を活用して、コンプライアンス意識の醸成を図る。

また、法令等の改正が行われた場合には必要に応じ研修会を開催することとする。

対象者	実施頻度	研修内容
役員 (理事及び監事)	年1回	外部講師による研修
全役職員	年1回	外部講師またはWEBを活用した研修
コンプライアンス責任者	年1回	外部講師またはWEBを活用した研修
コンプライアンス担当者	年1回	コンプライアンス・マニュアルに基づく研修
全管理職	年1回	外部講師による研修
新入職員研修	年1回	コンプライアンスの意義 JAみのコンプライアンス体制について
一般職員 (職場単位)	年4回	JAみいコンプライアンス取り組み方針及びコンプライアンスに係るテーマについての意見交換

Ⅲ コンプライアンスに係る監査計画

上記Ⅱの取り組み事項のうち、「個人情報保護法関係」及び「苦情等処理対応」について、支店・事業所等の監査を実施する。

また、コンプライアンス・プログラムが予定通り実践されているかについても、リスク管理課への監査を通じて、検証を行う。

具体的な監査項目及び監査実施時期については、内部監査計画による。

Ⅳ コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底と改善

1. コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底

上記取り組み事項について各部門からの報告や各部門へのモニタリング等を通じて進捗管理を行うとともに、進捗状況を半期ごとに常勤理事会及び理事会に報告し、組織全体でコンプライアンス・プログラムの履行・達成状況を確認する。

2. コンプライアンス・プログラムの見直し

自主検査の結果やコンプライアンス統括部署によるモニタリング、内部監査・監事監査結果や会計監査人監査・行政検査結果等を踏まえ、年度途中で新たな対策や既に取り組んでいる事項の大幅な見直しが必要となった場合には、適宜、コンプライアンス・プログラムの見直し・改善を行う。

Ⅴ 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までを実施期間とする。

●金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）やJA共済相談受付センター（電話：0120-536-093）

とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（月曜日～金曜日 午前9：00～午後5：00 年末年始、祝日を除く）

まずは、当JAの窓口へお申し出ください。

小郡中央支店・・・72-4444	農機燃料センター・・・77-0100
北野中央支店・・・78-3213	《本店》
大刀洗中央支店・・・77-0031	リスク管理課・・・72-2143
営農センター・・・78-3035	金融課・・・72-2145
経済センター小郡本店・73-0383	共済課・・・72-2149

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・ 信用事業

福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館 （電話：092-791-1840）
福岡県弁護士会紛争解決センター 北九州法律相談センター （電話：093-561-0360）
福岡県弁護士会紛争解決センター 久留米法律相談センター （電話：0942-30-0144）

・ 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所 （電話：03-5368-5757）

（<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>）

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

（<https://www.jibai-adr.or.jp/>）

（公財）日弁連交通事故相談センター

（<https://www.n-tacc.or.jp/>）

（公財）交通事故紛争処理センター

（<https://www.jcstad.or.jp/>）

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

★ 各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

●金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- ★ 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ★ 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ★ 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・

利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。

- ★ 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- ★ 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ★ 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

みい農業協同組合 個人情報保護方針

みい農業協同組合

代表理事組合長 平田 浩則

(平成 17 年 4 月 1 日制定、令和 4 年 4 月 1 日最終改定)

みい農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 16 条第 1 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

みい農業協同組合 情報セキュリティ基本方針

みい農業協同組合

代表理事組合長 平田 浩則

（平成17年4月1日制定、平成27年12月25日最終改定）

みい農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1) 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破

壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。

3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。

4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以上

●内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

5. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに corres 応するため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、17.67%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

項目	内容
発行主体	みい農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,573百万円(前年度1,595百万円)

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

VII. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 決算の状況

●貸借対照表

科 目	令和5年度	令和6年度
(資 産 の 部)		
1. 信用事業資産	79,928,058	81,353,735
(1) 現金	325,406	428,176
(2) 預金	67,510,226	67,651,101
系統預金	67,359,812	67,471,811
系統外預金	150,414	179,290
(3) 有価証券	977,902	2,226,009
国債	878,620	972,580
地方債	99,282	1,253,429
(4) 貸出金	11,033,863	10,943,024
(5) その他信用事業資産	82,609	106,120
未収収益	35,966	54,359
その他の資産	46,643	51,761
(6) 貸倒引当金	△ 1,948	△ 696
2. 共済事業資産	174	114
(1) 共済未収利息	174	114
3. 経済事業資産	1,391,877	1,237,988
(1) 経済事業未収金	462,408	445,550
(2) 経済受託債権	759,181	660,294
(3) 棚卸資産	122,793	115,029
購買品	112,196	104,415
その他の棚卸資産	10,598	10,614
(4) その他経済事業資産	64,049	36,654
(5) 貸倒引当金	△ 16,554	△ 19,539
4. 雑資産	369,069	389,821
5. 固定資産	3,648,508	3,469,856
(1) 有形固定資産	3,637,798	3,462,029
建物	4,050,572	4,011,335
機械装置	1,733,398	1,718,959
土地	2,327,747	2,222,243
その他の有形固定資産	1,200,381	1,198,706
減価償却累計額	△ 5,674,300	△ 5,689,212
(2) 無形固定資産	10,710	7,826
6. 外部出資	3,072,076	3,072,076
(1) 外部出資	3,072,076	3,072,076
系統出資	2,961,716	2,961,716
系統外出資	110,360	110,360
7. 繰延税金資産	112,529	116,634
資 産 の 部 合 計	88,522,291	89,640,223

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(負 債 の 部)		
1. 信用事業負債	79,886,998	81,310,200
(1) 貯金	79,828,470	81,221,801
(2) 借入金	1,268	634
(3) その他の信用事業負債	57,260	87,765
未払費用	1,369	15,974
その他の負債	55,891	71,792
2. 共済事業負債	280,203	252,406
(1) 共済資金	97,996	77,117
(2) 未経過共済付加収入	179,682	173,419
(3) 共済未払費用	2,525	1,871
3. 経済事業負債	1,368,032	1,379,498
(1) 経済事業未払金	252,682	291,990
(2) 経済受託債務	1,115,167	1,087,446
(3) その他の経済事業負債	183	62
4. 設備借入金	54,000	45,000
5. 雑負債	427,774	261,972
(1) 未払法人税等	81,082	43,434
(2) その他の負債	346,692	218,538
6. 諸引当金	403,782	407,043
(1) 賞与引当金	97,822	94,534
(2) 退職給付引当金	146,740	151,222
(3) 役員退職慰労引当金	42,628	53,461
(4) 特例業務負担金引当金	116,591	107,826
7. 再評価に係る繰延税金負債	377,468	358,412
負 債 の 部 合 計	82,798,257	84,014,530
(純 資 産 の 部)		
1. 組合員資本	4,789,153	4,922,875
(1) 出資金	1,594,936	1,572,792
(2) 利益剰余金	3,206,196	3,367,065
利益準備金	1,542,000	1,593,000
その他利益剰余金	1,664,196	1,774,065
(金融事業リスク対応積立金)	(40,000)	(40,000)
(施設整備積立金)	(500,000)	(650,000)
(資産査定積立金)	(50,000)	(50,000)
(持続可能な経営基盤の確立・強化積立金)	(715,620)	(622,211)
(当期末処分剰余金)	(358,575)	(411,854)
(うち当期剰余金)	(253,905)	(103,894)
(3) 処分未済持分	△ 11,979	△ 16,982
2. 評価・換算差額等	934,881	702,817
(1) その他有価証券評価差額金	△ 21,401	△ 171,832
(2) 土地再評価差額金	956,282	874,650
純 資 産 の 部 合 計	5,724,034	5,625,693
負 債 お よ び 純 資 産 の 部 合 計	88,522,291	89,640,223

●損益計算書

科 目	令和5年度		令和6年度		
1. 事業総利益			1,832,523		1,789,922
事業収益		4,531,738		4,590,760	
事業費用		2,699,215		2,800,838	
(1) 信用事業収益		535,537		557,465	
資金運用収益	489,355		511,085		
(うち預金利息)	(275,448)		(290,479)		
(うち有価証券利息)	(5,642)		(20,057)		
(うち貸出金利息)	(162,950)		(150,861)		
(うちその他受入利息)	(45,315)		(49,688)		
役務取引等収益	25,720		27,246		
その他経常収益	20,462		19,135		
(2) 信用事業費用		102,586		142,626	
資金調達費用	2,301		35,807		
(うち貯金利息)	(2,162)		(35,674)		
(うち給付補填備金繰入)	(42)		(68)		
(うちその他支払利息)	(97)		(65)		
役務取引等費用	11,577		11,614		
その他経常費用	88,708		95,205		
(うち貸倒引当金繰入額)	-		-		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1,250)		(△1,251)		
信用事業総利益			432,951		414,840
(3) 共済事業収益		442,889		442,076	
共済付加収入	418,407		412,420		
その他の収益	24,482		29,656		
(4) 共済事業費用		37,138		39,982	
共済推進費	29,275		30,647		
共済保全費	3,274		2,068		
その他の費用	4,589		7,267		
共済事業総利益			405,750		402,095
(5) 購買事業収益		2,654,828		2,623,719	
購買品供給高	2,605,461		2,582,820		
購買手数料	6,777		5,913		
修理サービス料	5,652		3,565		
その他の収益	36,938		31,422		
(6) 購買事業費用		2,212,001		2,227,281	
購買品供給原価	2,165,683		2,161,992		
購買供給費	32,831		36,390		
修理サービス費	10,545		11,768		
その他の費用	2,941		17,132		
(うち貸倒引当金繰入額)			(2,985)		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△11,671)				
購買事業総利益			442,827		396,439
(7) 販売事業収益		608,787		745,281	
販売品販売高	223,367		290,120		
販売手数料	282,473		325,406		
その他の収益	102,947		129,754		
(8) 販売事業費用		247,613		311,636	
販売品販売原価	188,518		248,865		
販売費	12,096		17,163		
その他の費用	46,999		45,609		
販売事業総利益			361,174		433,645
(9) 保管事業収益		1,702		1,533	
(10) 保管事業費用		1,515		2,014	
保管事業総利益			187		△ 481

(単位：千円)

科 目	令和5年度		令和6年度	
(13) 利用事業収益		63,635		44,850
(14) 利用事業費用		24,173		23,615
利用事業総利益		39,463		21,236
(15) 堆肥事業収益		13,094		14,237
(16) 堆肥事業費用		7,328		7,447
堆肥事業総利益		5,766		6,790
(17) 宅地等供給事業収益		491		837
(18) 宅地等供給事業費用		117		82
宅地等供給事業総利益		373		755
(21) 葬祭事業収益		231,942		187,663
(22) 葬祭事業費用		83,720		67,388
葬祭事業総利益		148,222		120,275
(23) 指導事業収入		19,896		19,742
(24) 指導事業支出		24,085		25,413
指導事業収支差額		△ 4,189		△ 5,670
2. 事業管理費		1,541,845		1,602,664
人件費		1,166,505		1,234,502
業務費		104,692		105,377
諸税負担金		44,497		43,853
施設費		223,306		215,387
その他事業管理費		2,845		3,545
事業利益		290,678		187,257
3. 事業外収益		82,159		74,240
受取雑利息		1,707		2,144
受取出資配当金		46,522		44,363
賃貸料		13,219		14,027
雑収入		20,710		13,705
4. 事業外費用		12,796		10,989
寄付金		30		25
雑損失		12,766		10,964
経常利益		360,041		250,509
5. 特別利益		3,669		1,736
固定資産処分益		46		236
臨時収入		-		1,500
一般補助金		3,622		-
6. 特別損失		25,159		129,289
固定資産処分損		950		-
減損損失		4,380		127,789
固定資産圧縮損		3,845		1,500
解体等費用		15,984		-
税引前当期剰余金		338,551		122,957
法人税、住民税及び事業税		87,500		51,059
法人税等調整額		△ 2,854		△ 31,996
法人税等合計		84,646		19,063
当期剰余金		253,905		103,894
当期首繰越剰余金		50,267		57,373
土地再評価差額金取崩額		23		72,798
生産資材価格高騰対策等積立金取崩額		50,000		50,000
持続可能な経営基盤の確立・強化積立金取崩額		4,380		127,789
当期末処分剰余金		358,575		411,854

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業利益」「事業費用」を表示しています。

□ 令和5年度 注記表（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法あるいは利息法）
その他有価証券 （時価のあるもの）	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定）
その 他 有 価 証 券 （市場価格のない株式等）	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
購 買 品（数量管理品）	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
購 買 品（売価管理品）	売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	主として最終仕入原価法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積もりにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの実負担見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が（集荷して共同で）業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(3) 利用事業

カントリーエレベーター・大豆調製施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(4) 葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 保管事業、堆肥事業、宅地等供給事業

保管事業、堆肥事業、宅地等供給事業については、利用者等との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5 年間で均等償却を行っております。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を控除した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

(3) 農機協同事業に係る取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、農機協同事業に係る購買品供給高等については、協同事業者である全国農業協同組合連合会と当組合との労務出資割合で配分した金額を表示しております。

II. 会計上の見積もりに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 126,170,193 円（繰延税金負債と相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 4,379,637 円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 3,259,778,818 円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建物	(圧縮記帳累計額)	944,612,364 円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額)	114,474,112 円
(種類) 構築物	(圧縮記帳累計額)	436,633,735 円
(種類) 機械装置	(圧縮記帳累計額)	1,738,487,231 円
(種類) 工具器具備品	(圧縮記帳累計額)	21,571,376 円
(種類) 無形固定資産	(圧縮記帳累計額)	4,000,000 円

2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 預金 (金額) 1,100,000,000 円

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額)	42,452,621 円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額)	0 円

4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は 79,557,118 円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

種 類	残 高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	20,987,477
危険債権	58,569,641
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合 計	79,557,118

(注) 貸倒引当金控除前の金額である

注 1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注 2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注 1 に掲げるものを除く。)をいう。

注 3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(注 1 及び注 2 に掲げるものを除く。)をいう。

注 4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注 1 から注 3 まで掲げるものを除く。)をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

・再評価の方法	固定資産税評価額に基づく再評価
・再評価の年月日	平成 11 年 3 月 31 日
・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額	280,709,627 円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
直売所めぐみの里	営業用店舗	建物等	
経済センター大堰・大堰給油所	営業用店舗	建物等	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

直売所めぐみの里、経済センター大堰店・大堰給油所については当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

直売所めぐみの里	1,237,625 円	(建物等	1,237,625 円)
経済センター大堰店・大堰給油所	3,142,012 円	(建物等	3,142,012 円)
合 計	4,379,637 円	(建物等	4,379,637 円)

(4) 回収可能価額の算定方法

- 直売所めぐみの里、経済センター大堰店・大堰給油所の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しております。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(其他有価証券) で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が8,107,346円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	67,510,255,591	67,470,423,079	△39,802,512
有価証券			
満期保有目的の債券	99,281,820	98,800,000	△481,820
その他有価証券	878,620,000	878,620,000	-
貸出金	11,033,862,621		
貸倒引当金（*1）	△1,947,531		
貸倒引当金控除後	11,031,915,090	11,281,899,424	249,984,334
経済事業未収金	462,407,601		
貸倒引当金（*2）	△16,554,468		
貸倒引当金控除後	445,853,133	445,853,133	-
資 産 計	79,965,925,634	80,175,595,636	209,700,002
貯 金	79,828,469,529	79,787,688,025	△40,781,504
借入金（*3）	55,268,000	57,394,001	2,126,001
経済事業未払金	252,682,209	252,682,209	-
負 債 計	80,136,419,738	80,097,764,235	△38,655,503

*1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

*2：経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

*3：借入金には設備借入金 54,000,000 円も含めています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸付金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権等については、時価は帳簿価額から貸倒引当金を控除した額によっています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりです。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	3,072,075,801

*1 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	67,510,225,591	0	0	0	0	0
有価証券						
満期保有目的の債券	0	0	0	0	0	100,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	0	0	0	0	0	900,000,000
貸出金	1,685,494,684	1,110,861,214	981,028,495	857,996,409	725,071,968	5,672,209,851
経済事業未収金	391,318,231	0	0	0	0	0
合計	69,587,038,506	1,110,861,214	981,028,495	857,996,409	725,071,968	6,672,209,851

注1：貸出金のうち、当座貸越 214,046,411 円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 1,200,000 円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

注3：経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 71,089,370 円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	76,774,650,033	1,545,615,391	1,240,337,880	145,291,583	122,574,642	0
借入金	9,634,000	9,634,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000
合計	76,784,284,033	1,555,249,391	1,249,337,880	154,291,583	131,574,642	9,000,000

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

(単位：円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	99,281,820	98,800,000	△481,820
合 計		99,281,820	98,800,000	△481,820

(2) その他有価証券

(単位：円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差 額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	国 債	398,668,150	403,000,000	4,331,850
	小 計	398,668,150	403,000,000	4,331,850
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	国 債	501,353,230	475,620,000	△25,733,230
	小 計	501,353,230	475,620,000	△25,733,230
合 計		900,021,380	878,620,000	△21,401,380

VII. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	133,147,134 円
退職給付費用	64,878,211 円
退職給付の支払額	△3,752,981 円
特定退職金共済制度への拠出金	△47,532,000 円
期末における退職給付引当金	146,740,364 円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,094,598,147 円
特定退職金共済制度	△947,857,783 円
未積立退職給付債務	146,740,364 円
退職給付引当金	146,740,364 円

4. 退職給付に関連する損益

勤務費用	64,878,211 円
退職給付費用	64,878,211 円

5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため 14,453,196 円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、116,534,000 円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産

固定資産減損損失	93,613,215 円
特例業務負担金引当金	32,295,718 円
退職給付引当金	40,647,081 円
賞与引当金	27,096,793 円
未払賞与	8,099,757 円
有価証券評価差額金	5,928,182 円
その他	26,197,174 円
繰延税金資産小計	233,877,920 円
評価性引当額	△107,707,727 円
繰延税金資産合計 (A)	126,170,193 円

○繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△13,641,142 円
繰延税金負債合計 (B)	△13,641,142 円

繰延税金資産の純額 (A) + (B) 112,529,051 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.75%
住民税均等割等	1.33%
評価性引当額の増減	△1.76%
法人税額の特別控除	△0.07%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.90%
収用等の特別控除	△0.01%
過年度未払法人税等戻入	△0.91%
その他	△0.13%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.00%

Ⅸ. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

□ 令和6年度 注記表 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
其他有価証券 （時価のあるもの）	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定）
そ の 他 有 価 証 券 （市場価格のない株式等）	移動平均法による原価法

（２）棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
購 買 品（数量管理品）	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
購 買 品（売価管理品）	売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	主として最終仕入原価法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しています。

（２）無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積もりにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

（２）賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

（３）退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの実負担見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(3) 利用事業

カントリーエレベーター・大豆調製施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(4) 葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 保管事業、堆肥事業、宅地等供給事業

保管事業、堆肥事業、宅地等供給事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を控除した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

(3) 農機協同事業に係る取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、農機協同事業に係る購買品供給高等については、協同事業者である全国農業協同組合

連合会と当組合との労務出資割合で配分した金額を表示しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 130,274,956 円（繰延税金負債と相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 127,788,515 円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 3,247,946,889 円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建 物	(圧縮記帳累計額)	944,612,364 円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額)	115,714,111 円
(種類) 構 築 物	(圧縮記帳累計額)	436,633,735 円
(種類) 機 械 装 置	(圧縮記帳累計額)	1,729,857,231 円
(種類) 工 具 器 具 備 品	(圧縮記帳累計額)	21,129,448 円

2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 預 金 (金額) 1,100,000,000 円

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額 (金額) 32,728,521 円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額 (金額) 0 円

4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は 25,616,546 円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

種 類	残 高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	25,616,546
危険債権	0
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合 計	25,616,546

(注) 貸倒引当金控除前の金額である

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(注1及び注2に掲げるものを除く。)をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3まで掲げるものを除く。)をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成11年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額 54,645,880円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
直売所めぐみの里	営業用店舗	建物等	
土づくりセンター	営業用店舗	建物等	
農機センター(LPG除く)	営業用店舗	建物等	
経済センター大堰店・大堰給油所	営業用店舗	建物等	
山汐加工場	加工場	建物及び土地等	実質遊休化資産
弓削農業倉庫	農業倉庫	建物及び土地等	実質遊休化資産
中村農業倉庫	農業倉庫	建物及び土地等	実質遊休化資産
八坂13・14号倉庫	農業倉庫	建物及び土地等	実質遊休化資産
大堰農業倉庫	農業倉庫	建物及び土地等	実質遊休化資産
本郷農業倉庫	農業倉庫	建物及び土地等	実質遊休化資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

直売所めぐみの里、土づくりセンター、農機センター（LPG 除く）、経済センター大堰店・大堰給油所については当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

山夕加工場、弓削農業倉庫、中村農業倉庫、八坂 13・14 号倉庫、大堰農業倉庫、本郷農業倉庫については、当初の用途として使用していない遊休資産であり、処分可能額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

直売所めぐみの里	1,263,203 円（建物等	1,263,203 円）
土づくりセンター	6,903,193 円（建物等	6,903,193 円）
農機センター(LPG 除く)	1,296,683 円（建物等	1,296,683 円）
経済センター大堰店・大堰給油所	1,493,274 円（建物等	1,493,274 円）
山夕加工場	4,891,842 円（建物及び土地等	4,891,842 円）
弓削農業倉庫	5,925,583 円（建物及び土地等	5,925,583 円）
中村農業倉庫	51,209,315 円（建物及び土地等	51,209,315 円）
八坂 13. 14 号倉庫	10,963,077 円（建物及び土地等	10,963,077 円）
大堰農業倉庫	15,443,886 円（建物及び土地等	15,443,886 円）
本郷農業倉庫	28,398,459 円（建物及び土地等	28,398,459 円）
合 計	127,788,515 円（建物及び土地等	127,788,515 円）

(4) 回収可能価額の算定方法

- 直売所めぐみの里、土づくりセンター、農機センター（LPG 除く）、経済センター大堰店・大堰給油所、山夕加工場、弓削農業倉庫、中村農業倉庫、八坂 13・14 号倉庫、大堰農業倉庫、本郷農業倉庫の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しております。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が45,479,199円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	67,651,100,935	67,493,507,229	△157,593,706
有価証券			
満期保有目的の債券	99,359,461	93,450,000	△5,909,461
その他有価証券	2,126,650,000	2,126,650,000	-
貸出金	10,943,024,300		
貸倒引当金(*1)	△696,199		
貸倒引当金控除後	10,942,328,101	11,031,207,121	88,879,020
経済事業未収金	445,549,931		
貸倒引当金(*2)	△19,538,997		
貸倒引当金控除後	426,010,934	426,010,934	-
資 産 計	81,245,449,431	81,170,825,284	△74,624,147
貯 金	81,221,800,736	81,088,374,305	△133,426,431
借入金(*3)	45,634,000	46,542,621	908,621
経済事業未払金	291,989,728	291,989,728	-
負 債 計	81,559,424,464	81,426,906,654	△132,517,810

*1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

*2：経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

*3：借入金には設備借入金45,000,000円も含めています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

⑤ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ

(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

⑥ 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

⑦ 貸付金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

⑧ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権等については、時価は帳簿価額から貸倒引当金を控除した額によっています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりです。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	3,072,075,801

*1 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	67,651,100,935	0	0	0	0	0
有価証券						
満期保有目的の債券	0	0	0	0	0	100,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	0	0	0	0	0	2,300,000,000
貸 出 金	1,604,974,643	1,090,465,641	963,094,734	836,461,107	695,776,570	5,751,051,605
経済事業未収金	390,895,565	0	0	0	0	0
合 計	69,646,971,143	1,090,465,641	963,094,734	836,461,107	695,776,570	8,151,051,605

注1：貸出金のうち、当座貸越199,469,709円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 1,200,000 円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

注3：経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 54,654,366 円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	78,640,232,996	1,199,893,900	1,066,662,356	136,760,283	148,004,556	30,246,645
借入金	9,634,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	0
合計	78,649,866,996	1,208,893,900	1,075,662,356	145,760,283	157,004,556	30,246,645

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅵ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(2) 満期保有目的の債券 (単位：円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	99,359,461	93,450,000	△5,909,461
合計		99,359,461	93,450,000	△5,909,461

(2) その他有価証券 (単位：円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	国債	1,099,251,542	972,580,000	△126,671,542
	地方債	1,199,230,836	1,154,070,000	△45,160,836
合計		2,298,482,378	2,126,650,000	△171,832,378

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	146,740,364 円
退職給付費用	67,322,047 円
退職給付の支払額	△16,094,891 円
特定退職金共済制度への拠出金	△46,746,000 円
期末における退職給付引当金	151,221,520 円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,089,716,147 円
特定退職金共済制度	△938,494,627 円
未積立退職給付債務	151,221,520 円
退職給付引当金	151,221,520 円

4. 退職給付に関連する損益	
勤務費用	67,322,047 円
退職給付費用	67,322,047 円

5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため 15,172,824 円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、109,558,000 円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産

固定資産減損損失	94,793,636 円
特例業務負担金引当金	30,514,833 円
退職給付引当金	42,826,910 円
賞与引当金	26,186,046 円
未払賞与	9,121,333 円
有価証券評価差額金	48,800,395 円
その他	31,143,500 円
繰延税金資産小計	283,386,653 円
評価性引当額	△153,111,697 円
繰延税金資産合計（A）	130,274,956 円

○繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△13,641,142 円
繰延税金負債合計（B）	△13,641,142 円

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 116,633,814 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.80%
住民税均等割等	3.65%
評価性引当額の増減	△5.32%
法人税額の特別控除	△5.86%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.97%
当年度法人税等過大	0.66%
過年度未払法人税等戻入	△1.18%
その他	△0.98%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.50%

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰

延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から28.4%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,815千円増加し、法人税等調整額は1,815千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は8,834千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

●剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 当期末処分剰余金	358,575	411,854
2. 任意積立金取崩額	-	-
(1) 特別積立金	-	-
3. 剰余金処分量	301,202	313,345
(1) 利益準備金への繰入	51,000	21,000
(2) 任意積立金の積立	234,380	276,789
①生産資材高騰対策等積立金	50,000	50,000
②園芸施設リスク対応積立金	-	40,000
③大豆生産振興積立金	-	40,000
④施設整備積立金	150,000	146,000
⑤持続可能な経営基盤の確立・強化積立金	34,380	789
(3) 出資配当金	15,822	15,556
4. 次期繰越剰余金	57,373	98,509

注1. 出資配当は、令和5年度は年1.0%、令和6年度は年1.0%です。

注2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額5,200,000円が含まれています。

2. 計算書類の正確性等にかかる確認

経営者確認書

私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、計算書類作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、計算書類が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月25日
 みい農業協同組合
 代表理事組合長 平田 浩則

3. 会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

4. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益（事業収益）	4,870	4,338	4,597	4,573	4,637
信用事業収益	540	537	531	536	557
共済事業収益	527	505	480	443	442
農業関連事業収益	2,787	2,341	2,626	2,666	2,749
生活その他事業収益	987	935	940	908	869
営農指導事業収益	29	20	20	20	20
経常利益	183	155	303	360	251
当期剰余金	△518	90	211	254	103
出資金	1,668	1,645	1,619	1,595	1,573
（出資口数）	(1,668,277)	(1,644,579)	(1,618,568)	(1,594,936)	(1,572,792)
純資産額	5,307	5,353	5,527	5,724	5,626
総資産額	84,854	87,114	86,859	88,522	89,640
貯金残高	76,338	78,242	78,069	79,828	81,222
貸出金残高	13,200	12,652	12,039	11,034	10,943
有価証券残高	0	0	0	977	2,226
剰余金配当金額	16	16	16	16	16
出資配当額	16	16	16	16	16
事業利用分量配当の額	0	0	0	0	0
職員数	265	240	228	233	224
単体自己資本比率	14.35%	14.20%	14.50%	15.51%	17.67%

注 1. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。

5. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	487	475
役務取引等収支	14	16
その他信用事業収支	△ 68	△ 76
信用事業粗利益	433	415
信用事業粗利益率	0.55	0.52
事業粗利益	1,833	1,790
事業粗利益率	1.83	1.76
事業純益	296	186
実質事業純益	296	186
コア事業純益	296	186
コア事業純益（投資信託解約損益を除く）	296	186

注 1. 信用事業粗利益率＝ 信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 事業粗利益率 ＝ 事業粗利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

6. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	77,973	444	0.57	79,602	461	0.58
うち預金	65,498	275	0.42	67,028	290	0.43
うち有価証券	501	6	1.13	1,647	20	1.22
うち貸出金	11,974	163	1.36	10,927	151	1.38
資金調達勘定	78,292	2	0.00	80,027	36	0.04
うち貯金・定期積金	78,291	2	0.00	80,026	36	0.04
うち借入金	1	0	0.00	1	0	0.00
総資金利ざや	—	—	0.20	—	—	0.13

注 1. 総資金利ざや ＝ 資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）

2. 経費率 ＝ 信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積立金＋借入金）平均残高

7. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	1	17
うち預金	△ 2	15
うち有価証券	6	14
うち貸出金	△ 3	△ 12
支 払 利 息	1	34
うち貯金・定期積金	1	34
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	0	0
差 引	1	△ 16

注 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連（又は農林中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

8. 自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、56ページの「●自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」をご参照下さい。

●自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,773	4,907
うち、出資金及び資本準備金の額	1,595	1,573
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,206	3,367
うち、外部流出予定額(△)	(△)16	(△)16
うち、上記以外に該当するものの額	△ 12	△ 17
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7	6
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7	6
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,781	4,913
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	11	8
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	11	8
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資額等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

(単位：百万円、%)

項 目	2023年度	2024年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資額等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	11	8
自己資本		
自己資本の額（(イ) - (ロ)） (ハ)	4,770	4,905
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	27,289	26,821
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		0
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー（△）	0	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	0	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,449	926
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	30,738	27,747
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ) / (ニ)）	15.51%	17.67%

- 注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。
2. 当組合は、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあたっては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』のことでです。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことでです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことでです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことでです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことでです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことでです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で、仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことでです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことでです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことでです。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つI/Oストリップス	信用補完機能を持つI/Oストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受け取る権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることでです。
上下200ベースポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2%（0.01%が1ベースポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことでです。
1パーセンタイル値・99パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用する方法のことでです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、金融庁や行政等が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

●自己資本の充実度に関する事項

□ 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		2023年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		325	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け		901	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け				
国際決済銀行向け				
我が国の地方公共団体向け		192	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け				
国際開発銀行向け				
地方公共団体金融機関向け				
我が国の政府関係機関向け				
地方三公社向け				
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		67,511	13,502	540
法人等向け		18	15	1
中小企業等向け及び個人向け		1,144	684	27
抵当権付住宅ローン		143	48	2
不動産取得等事業向け		25	22	1
三月以上延滞等		39	36	1
取立未済手形		22	4	0
信用保証協会等による保証付		8,668	851	34
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付				
共済約款貸付				
出資等		346	346	14
(うち出資等のエクスポージャー)		346	346	14
(うち重要な出資のエクスポージャー)				
上記以外		7,773	11,781	471
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)				
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		2,726	6,816	273
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)				
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)				
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)				
(うち右記以外のエクスポージャー)		5,047	4,965	199
証券化				
(うちSTC要件適用分)				
(うち非STC要件適用分)				
再証券化				
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				
(うちルックスルー方式)				
(うちマンドート方式)				
(うち蓋然性方式250%)				
(うち蓋然性方式400%)				
(うちフォールバック方式)				
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額			0	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			0	0
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		87,105	27,289	1,092
CVAリスク相当額÷8%				
中央精算機関関連エクスポージャー				
合計(信用リスク・アセットの額)		87,105	27,289	1,092

- 注 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
4. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接精算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

□ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

2023年度		2024年度	
オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得 た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額の合計額を8%で 除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
3,449	138	926	37
		BI	BIC
		617	74

注 1. 2023年度のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当組合では基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

■信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット額（標準的手法）	期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額
			c = a × 4%
現金	428,176	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,100,222	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け			
国際決済銀行等向け			
我が国の地方公共団体向け	1,561,927	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け			
国際開発銀行向け			
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関向け	179,290	35,858	1,434
特定農協、連合会、農林中央金庫向け	67,490,306	13,498,061	539,922
カバード・ボンド向け			
第一種金融商品取引業者向け			
保険会社向け			
法人等向け			
特定貸付債権向け			
劣後債及びその他資本制証券等			
株式等	345,646	345,646	13,826
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,110,866	712,393	28,496
中堅中小企業等（トランザクター）向け	24,500	11,025	441
自己居住用不動産等向け	1,168,244	371,626	14,865
賃貸用不動産向け	91,593	27,096	1,084
事業用不動産向け			
その他不動産向け			
ADC向け			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	50,254	53,784	2,151
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			
取立未済手形	26,761	5,352	214
信用保証協会等による保証付	8,298,937	816,984	32,679
地域経済活性化支援機構・東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャー			
中小企業信用保険法に規定する経営安定関連保証であって必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証にかかるエクスポージャー			
共済約款貸付			
重要な出資のエクスポージャー			
他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー			
農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー	2,726,430	6,816,075	272,643
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	94,200	235,500	9,420
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー			

(単位：千円)

信用リスク・アセット額（標準的手法）	期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額
			c = a × 4%
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー（国内基準行に限る。）			
固定資産・その他	3,857,957	3,857,957	154,318
上記以外	34,622	34,007	1,360
証券化（STC要件適用分）			
証券化（非STC要件適用分）			
再証券化			
リスク・ウェイトのみなし計算（ルックスルー方式）			
リスク・ウェイトのみなし計算（マンドレート方式）			
リスク・ウェイトのみなし計算（蓋然性方式（250%））			
リスク・ウェイトのみなし計算（蓋然性方式（400%））			
リスク・ウェイトのみなし計算（フォールバック方式）			
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			
未決済取引			
中央清算機関向けトレードエクスポージャー			
間接清算参加者向けトレードエクスポージャー			
合計	88,589,930	26,821,364	1,072,855

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

●信用リスクに関する事項

□ 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & Pグローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

□ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	2023年度			2024年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
	うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券	
信用リスク期末残高	87,105	11,044	1,000	88,590	10,953	2,402
信用リスク平均残高	80,890	11,978	501	80,079	10,930	1,660

注 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

□ 信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	2023年度			2024年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
	うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券	
国内	87,105	11,044	1,000	88,590	10,953	2,402
国外	0	0	0	0	0	0
合計	87,105	11,044	1,000	88,590	10,953	2,402

注 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

□ 信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	2023年度			2024年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
	うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券		
法人	農業	544	544	0	518	518	0
	林業	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0
	製造業	3	3	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給 ・水道業	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	70,259	0	0	70,423	0	0
	卸売・小売・飲食 ・サービス業	0	0	0	0	0	0
	日本国政府 ・地方公共団体	1,098	98	1,000	2,666	264	2,402
	その他	356	11	0	362	16	0
	個人	10,418	10,388	0	10,205	10,156	0
その他	4,427	0	0	4,416	0	0	
合計	87,105	11,044	1,000	88,590	10,954	2,402	

注 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

2. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

□ 信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	2023年度			2024年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
1年以下	67,961	450	0	68,092	396	0
1年超 3年以下	631	631	0	587	587	0
3年超 5年以下	1,118	1,118	0	1,181	1,181	0
5年超 7年以下	1,072	1,072	0	893	893	0
7年超 10年以下	1,450	1,350	99	2,803	1,502	1,301
10年超	7,204	6,303	901	7,410	6,308	1,101
期限の定めのないもの	7,669	118	0	3,208	86	0
合計	87,105	11,044	1,000	84,174	10,953	2,402

注 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

□ 延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位：百万円)

	2023年度（三月以上）	2024年度
国内	39	26
国外	0	0
合計	39	26

注 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」は、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

□ 延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位：百万円)

	2023年度（三月以上）	2024年度
法人	農業	0
	林業	0
	水産業	0
	製造業	0
	鉱業	0
	建設・不動産業	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0
	運輸・通信業	0
	金融・保険業	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0
	日本国政府・地方公共団体	0
	その他	1
	個人	38
合計	39	

注 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」は、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

□ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	10	8	0	10	8	7	6	0	7	6
個別貸倒引当金	21	10	0	21	10	11	14	0	11	14

□ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
国 内	21	10	0	21	10	11	14	0	11	14
国 外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域別計	21	10	0	21	10	11	14	0	11	14
法 人	農業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
個 人	20	10	0	20	10	11	14	0	11	14
業種別計	21	10	0	21	10	11	14	0	11	14

□ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
法 人		
農業	0	0
林業	0	0
水産業	0	0
製造業	0	0
鉱業	0	0
建設・不動産業	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
運輸・通信業	0	0
金融・保険業	0	0
卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
日本国政府・地方公共団体	0	0
その他	0	0
個 人	0	0
合計	0	0

項目		CCF・信用リスク削減効果		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	-	A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	428,175		428,175		0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,100,221		1,100,221		0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	1,561,926		1,561,926		0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150						
国際開発銀行向け	0~150						
地方公共団体金融機構向け	10~20						
我が国の政府関係機関向け	10~20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	67,669,595		67,669,595		13,533,919	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20~150						
カバード・ボンド向け	10~100						
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150						
(うち特定貸付債権向け)	20~150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	1,108,738	266,275	930,903	26,627	723,417	76
(うちトランザクター向け)	45		245,000		24,500	11,025	45
不動産関連向け	20~150	1,259,836		1,257,055		398,722	32
(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	1,168,244		1,166,735		371,626	32
(うち賃貸用不動産向け)	30~150	91,592		90,319		27,095	30
(うち事業用不動産関連向け)	70~150						
(うちその他不動産関連向け)	60						
(うちA D C向け)	100~150						
劣後債権及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50~150	36,978	300	36,241	30	53,784	148
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100						
取立未済手形	20	26,761		26,761		5,352	20
信用保証協会等による保証付	0~10	8,298,936		8,169,828		816,983	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
株式等	250~400	345,645		345,645		345,645	100
共済約款貸付	0						
上記以外	100~1250	6,712,593	0	6,712,593	0	10,943,538	163
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400						
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	2,726,430		2,726,430		6,816,075	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	94,199		94,199		235,499	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	250						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー)	150						
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	3,891,963	0	3,891,963	0	3,891,963	100
証券化	-						
(うちS T C要件適用分)	-						
(うち非S T C要件適用分)	-						
再証券化	-						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-						
未決済取引	-						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-						
合計(信用リスク・アセットの額)	-					26,821,363	

(注)

1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

ロポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後の
エクスポージャーの額

(単位：千円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)						
	(0%)	(10%)	(20%)	(25%)	(30%)	(40%)	(45%)
現金	428,175						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,100,221						
外国の中央政府及び中央銀行向け							
国際決済銀行等向け							
け	1,561,926						
外国の中央政府等以外の公共部門向け							
国際開発銀行向け							
け							
地方三公社向け							
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社			67,669,595				
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)							
カバード・ボンド向け							
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)							
け							
中堅中小企業等向け及び個人向け	75,038		1,864				24,500
け							24,500
不動産関連向け			309,879	162,228	563,070	15,841	
(うち自己居住用不動産等向け)			309,879	162,228	472,751	15,841	
け					90,319		
(うち事業用不動産関連向け)							
(うちその他不動産関連向け)							
(うちADC向け)							
劣後債権及びその他資本性証券等							
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	0						
自己居住用不動産等向け							
エクスポージャーに係る							
取立未済手形			26,761				
証付	0	8,167,658					
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付株式等							
共済約款貸付							
合計	3,165,363	8,167,658	68,008,100	162,228	563,070	15,841	24,500

(単位：千円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）								合計
	(50%)	(70%)	(75%)	(85%)	(100%)	(150%)	(250%)	(その他)	
現金									428,175
我が国の中央政府及び中央銀行向け									1,100,221
外国の中央政府及び中央銀行向け									
国際決済銀行等向け									
我が国の地方公共団体向け									1,561,926
外国の中央政府等以外の公共部門向け									
国際開発銀行向け									
地方公共団体金融機構向け									
我が国の政府関係機関向け									
地方三公社向け									
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け （うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）									67,669,595
カバード・ボンド向け									
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） （うち特定貸付債権向け）									
中堅中小企業等向け及び個人向け			523,068	37,092	285,048			10,918	957,531
不動産関連向け									24,500
（うち自己居住用不動産等向け）	64,369	120,825						20,839	1,257,055
（うち賃貸用不動産向け）									90,319
（うち事業用不動産関連向け）									
（うちその他不動産関連向け）									
（うちADC向け）									
劣後債権及びその他資本性証券等									
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	551				0	35,648		71	36,271
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞									
取立未済手形									26,761
付								2,170	8,169,828
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付									
株式等							345,645		345,645
共済約款貸付									
合計	64,921	120,825	523,068	37,092	285,048	35,648	345,645	33,999	81,553,014

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

□ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		2023年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト 0%	0	1,864	1,864
	リスク・ウェイト 2%	0	0	0
	リスク・ウェイト 4%	0	0	0
	リスク・ウェイト 10%	0	8,506	8,506
	リスク・ウェイト 20%	0	67,595	67,595
	リスク・ウェイト 35%	0	129	129
	リスク・ウェイト 50%	0	10	10
	リスク・ウェイト 75%	0	900	900
	リスク・ウェイト100%	0	5,349	5,349
	リスク・ウェイト150%	0	26	26
	リスク・ウェイト250%	0	2,726	2,726
	その他	0	0	0
リスク・ウェイト1250%	—	0	0	
合計	—	87,105	87,105	

- 注 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

□資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイトの区分	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	80,403,978			80,098,638
40%～70%	201,697	245,000	10%	226,159
75%	526,090	13,721	10%	523,068
80%		0	10%	0
85%	37,092			37,092
90%～100%	284,970	1,500	10%	285,048
105%～130%				
150%	35,618	300	10%	35,648
250%	345,645			345,645
400%				
1250%				
その他	1,724	6,053	10%	1,712
合計	81,836,818	266,575	10%	81,553,014

（注）

最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

●信用リスク削減手法に関する事項

□ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

□ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額
(単位：百万円)

区 分	2023年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0
地方三公社向け	0	0
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	0	0
法人等向け	0	0
中小企業等向け及び個人向け	51	49
抵当権住宅ローン	0	13
不動産取得等事業向け	0	0
三月以上延滞等	0	0
証券化	0	0
中央清算機関関連	0	0
上記以外	53	0
合 計	104	62

- 注 1. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
2. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国債決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

(単位：千円)

	2024年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関、第一金融商品取引業者及び保険会社向け			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）			
中堅中小企業等向け及び個人向け	75,039	11,042	
自己居住用不動産等向け		36,225	
賃貸用不動産向け			
事業用不動産関連向け			
延滞等（自己居住用不動産等向けを除く）			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			
証券化			
上記以外			
合計	75,039	47,267	0

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当する取引はありません。
- 証券化エクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。
- CVAリスクに関する事項
該当する取引はありません。
- マーケット・リスクに関する事項
該当する取引はありません。
- オペレーショナル・リスクに関する事項
- リスク管理の方針および手続の概要
「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、事務リスク管理規程により管理しています。
- BIの算出方法
BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC およびFC の額は告示第249 条に定められた方法に基づき算出しております。
- ILMの算出方法
ILM（内部損失乗数）は、告示第250 条第1 項第3号に基づき「1」を使用しております。
- オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。
- オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無
該当ありません。

●出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

□ 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析のほか、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見直しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価と評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

□ 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	0	0	0	0
非上場	3,072	3,072	3,072	3,072
合計	3,072	3,072	3,072	3,072

注1. 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

□ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	0	0	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

□ 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等) (単位：百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

□ 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等) (単位：百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●金利リスクに関する事項

□ 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当組合では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当組合は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当組合は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当組合では、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

ΔEVEの前事業年度末からの変動要因は、貯金や貸出金の増減によるものです。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点

特段ありません。

□ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	149	26	74	60
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	186	137		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	66	91		
7	最大値	186	137	74	60
		当期末		前期末	
8	自己資本の額		4,905		4,770

□ 金利リスクに関する用語解説一覧

用語	内容
△EVE	金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
△NII	金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
上方パラレルシフト	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
下方パラレルシフト	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
スティープ化	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
フラット化	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
短期金利上昇	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
短期金利低下	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

Ⅷ. 直近の2事業年度における事業の実績

1. 信用事業

●貯金に関する指標

①科目別貯金平均残

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	42,327	54.1	44,069	55.1	1,742
定期性貯金	35,930	45.9	35,922	44.9	△ 8
(うち定期積金)	1,219	1.6	1,116	1.4	△ 103
その他の貯金	32	0.0	34	0.0	2
小 計	78,289	100.0	80,025	100.0	1,736
譲渡性貯金	0	0.0	0	0.0	0
合 計	78,289	100.0	80,025	100.0	1,736

注 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	34,725	100.0	34,710	100.0	△ 15
うち固定自由金利定期	34,725	100.0	34,710	100.0	△ 15
うち変動自由金利定期	0	0.0	0	0.0	0
定期積金	1,155	—	1,074	—	△ 81

注 1. 固定自由金利定期＝預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2. 変動自由金利定期＝預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

●貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手形貸付金	236	240	4
証書貸付金	11,495	10,458	△ 1,037
当座貸越	246	231	△ 15
割引手形	0	0	0
合 計	11,977	10,930	△ 1,047

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	9,560	86.6	9,530	87.1	△ 30
変動金利貸出	1,257	11.4	1,212	11.1	△ 45
そ の 他	216	2.0	200	1.8	△ 16
合 計	11,033	100.0	10,943	100.0	△ 90

注1. 「その他」は当座貸越、無利息等固定、変動の区分のないものを記載しています。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金等	267	245	△ 22
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物件	0	1	1
小 計	267	246	△ 21
農業信用基金協会保証	8,661	8,291	△ 370
その他保証	1,776	1,962	186
小 計	10,437	10,253	△ 184
信用	329	442	113
合 計	11,033	10,943	△ 90

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金・定期積金等	0	0	0
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物件	0	0	0
小 計	0	0	0
信用	0	0	0
合 計	0	0	0

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	9,173	83.1	9,129	83.4	△ 44
運転資金	1,860	16.9	1,810	16.5	△ 50
合 計	11,033	100.0	10,943	100.0	△ 90

⑥業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	3,145	28.5	3,211	29.3	66
林業	0	0.0	0	0.0	0
水産業	0	0.0	0	0.0	0
製造業	346	3.1	335	3.1	△ 11
鉱業	0	0.0	0	0.0	0
建設業	114	1.0	224	2.1	110
電気・ガス・熱供給・水道業	9	0.1	10	0.1	1
運輸・通信業	173	1.6	163	1.5	△ 10
卸売・小売・サービス業・飲食業	106	1.0	113	1.0	7
金融・保険業	127	1.2	128	1.2	1
不動産業	50	0.5	55	0.5	5
サービス業	570	5.2	628	5.7	58
地方公共団体	92	0.8	259	2.4	167
その他	6,301	57.1	5,811	53.1	△ 490
合 計	11,033	100.0	10,943	100.0	△ 90

⑦主要な農業関係の貸出金残高

(ア) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	2,795	2,549	△ 246
穀 作	35	34	△ 1
野菜・園芸	276	245	△ 31
果樹・樹園農業	0	0	0
工芸作物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	0	0	0
養鶏・養卵	0	0	0
養蚕	0	0	0
その他農業	2,484	2,270	△ 214
農業関連団体等	0	0	0
合 計	2,795	2,549	△ 246

- 注 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記の⑥の貸出金の業種残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）の子会社等が含まれています。

(イ) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	2,513	2,321	△ 192
農業制度資金	282	228	△ 54
農業近代化資金	281	227	△ 54
その他制度資金	1	1	0
合 計	2,795	2,549	△ 246

- 注 1. プロパー資金とは、当組合原資資金を融通しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日本政策金融公庫資金	0	0	0
そ の 他	0	0	0
合 計	0	0	0

- 注 1. 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額				
			担 保	保 証	引 当	合 計	
破産更生債権及びこれらに準じる債権	令和5年度	21	6	13	2	21	
	令和6年度	26	8	17	0	25	
危険債権	令和5年度	58	0	58	0	58	
	令和6年度	0	0	0	0	0	
要管理債権	令和5年度	133	18	115	0	133	
	令和6年度	0	0	0	0	0	
	三月以上延滞債権	令和5年度	0	0	0	0	0
		令和6年度	0	0	0	0	0
	貸出条件緩和債権	令和5年度	0	0	0	0	0
		令和6年度	0	0	0	0	0
小 計	令和5年度	212	24	186	2	212	
	令和6年度	26	8	17	0	25	
正常債権	令和5年度	10,833					
	令和6年度	10,929					
合 計	令和5年度	11,045					
	令和6年度	10,955					

- 注 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	10	8		11	7	7	6		7	6
個別貸倒引当金	21	10	0	20	11	11	14	0	11	14
合 計	31	18	0	31	18	18	20	0	18	20

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
貸出金償却額	0	0	0

●為替

①内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	22	112	23	111
	金額	13,361	30,529	15,410	32,711
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0
雑為替	件数	1	1	1	1
	金額	262	219	267	180
合 計	件数	23	113	24	112
	金額	13,623	30,748	15,677	32,891

●有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	438	1093	655
地 方 債	64	553	489
政 府 保 証 債	0	0	0
金 融 債	0	0	0
短 期 社 債	0	0	0
社 債	0	0	0
株 式	0	0	0
受 益 債 権	0	0	0
合 計	502	1646	1144

注1. 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超	3年超	5年超	7年超	10年超	期間の定め のないもの	合 計
		3年以下	5年以下	7年以下	10年以下			
令和5年度								
国債	0	0	0	0	0	879	0	879
地方債	0	0	0	0	99	0	0	99
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0
社債	0	0	0	0	0	0	0	0
株式	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度								
国債	0	0	0	0	95	878	0	973
地方債	0	0	0	0	1,156	92	0	1,248
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0
社債	0	0	0	0	0	0	0	0
株式	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券	0	0	0	0	0	0	0	0

●有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券				

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	政府保証債	0	0	0	0	0	0
	金融債	0	0	0	0	0	0
	短期社債	0	0	0	0	0	0
	社債	0	0	0	0	0	0
	その他証券	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	0	0	0	0	0	0
	地方債	99	99	0	99	93	-6
	政府保証債	0	0	0	0	0	0
	金融債	0	0	0	0	0	0
	短期社債	0	0	0	0	0	0
	社債	0	0	0	0	0	0
	その他証券	0	0	0	0	0	0
	小 計	99	99	0	99	93	-6
合 計	99	99	0	99	93	-6	

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	0			0		
	債権	0			0		
	国債	399	403	4	0	0	0
	地方債	0			0		
	短期社債	0			0		
	社債	0			0		
	その他の証券	0			0		
	小 計	399	403	4	0	0	0
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	0			0		
	債権	501	476	-25	2,126	2,298	-172
	国債	501	476	-25	972	1,099	-127
	地方債	0			1,154	1,199	-45
	短期社債	0			0		
	社債	0			0		
	その他の証券	0			0		
	小 計	501	476	-25	2,126	2,298	-172
合 計		900	879	-21	2,126	2,298	-172

②金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託				

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位：百万円)

	令和5年度				令和6年度				
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託									

注1. 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

[その他の金銭の信託]

(単位：百万円)

	令和5年度				令和6年度				
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
その他の金銭の信託									

注1. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③デリバティブ取引等

(金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

2. 共済事業

①長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	8,152	74,402	8,107	70,962
	定期生命共済	164	1,681	169	1,755
	養老生命共済	2,646	19,579	2,497	17,643
	うちこども共済	1,595	7,722	1,561	7,177
	医療共済	6,170	1,238	6,095	1,146
	がん共済	619	181	625	175
	定期医療共済	164	223	151	201
	介護共済	231	617	314	995
	認知症共済			42	
	生活障害共済	691		711	
	特定重度疾病共済	730		772	
	年金共済	3,720	85	3,530	85
建物更生共済		10,031	120,456	9,805	118,354
合 計		33,361	218,462	32,818	211,316

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

②医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
医療共済		6,170	26	6,095	24
がん共済		619	4	625	4
定期医療共済		164	1	151	1
合 計		6,953	31	6,871	29

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

③介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
介護共済		231	831	314	1,368
認知症共済		43	126	42	123
生活障害共済(一時金型)		615	3,228	635	3,389
生活障害共済(定期年金型)		76	111	76	105
特定重度疾病共済		730	1,380	772	1,398
合 計		1,695	5,676	1,839	6,383

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

④年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	2,339	1,805	2,218	1,680
年 金 開 始 後	1,381	627	1,312	589
合 計	3,720	2,432	3,530	2,269

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

⑤短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種類	令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火 災 共 済	135	1,574	1	138	1,633	1
自 動 車 共 済	10,049		394	10,048		394
傷 害 共 済	9,192	29,545	37	8,806	28,391	35
団 体 定 期 生 命 共 済	0	0	0	0	0	0
農 機 具 損 害 共 済	0		0	0		0
定 額 定 期 生 命 共 済	0	0	0	0	0	0
賠 償 責 任 共 済	324		1	291		1
自 賠 責 共 済	5,772		97	5,694		97
合 計	25,472		530	24,977		528

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活関連事業

(1) 購買事業取扱事業

① 受託購買品

(単位：千円)

種 類		令和5年度	令和6年度	
		取扱高	取扱高	
生産資材	肥 料	0	0	
	農 薬	0	0	
	飼 料	135,606	132,165	
	農 業 機 械	0	0	
	自 動 車	5,018	1,133	
	燃 料	2,162	0	
	そ の 他	0	0	
	小 計	142,786	133,298	
生活物資	食料品	米	0	0
		生 鮮 食 品	0	0
		一 般 食 品	16,554	15,525
		計	16,554	15,525
	衣 料 品	0	0	
	耐 久 消 費 財	5,042	5,948	
	日 用 保 健 雑 貨	24,418	20,600	
	家 庭 燃 料	0	0	
	そ の 他	0	0	
	小 計	46,014	42,073	
合 計	188,800	175,371		

(注)取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

(2) 販売事業取扱実績

① 受託販売品

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	取扱高	取扱高
米	1,060,515	1,288,400
麦	713,439	335,476
そ の 他 穀 物	142,182	211,821
野 菜	6,535,839	7,754,465
果 実	0	0
花 き ・ 花 木	242,054	185,116
畜 産 物	251,160	245,726
特 産 物	0	0
そ の 他	59,912	68,081
合 計	9,005,101	10,089,085

② 買取購買品

(単位：千円)

種 類		令和5年度	令和6年度	
		供給高	供給高	
生産資材	肥 料	546,777	524,872	
	農 薬	271,418	277,339	
	飼 料	9,868	9,174	
	農 業 機 械	41,831	37,376	
	自 動 車	0	0	
	燃 料	535,452	548,935	
	そ の 他	1,000,343	989,745	
	小 計	2,405,689	2,387,441	
生活物資	食料品	米	1,487	1,454
		生 鮮 食 品	0	0
		一 般 食 品	35,227	33,630
		計	36,714	35,084
	衣 料 品	0	0	
	耐 久 消 費 財	10,717	11,009	
	日 用 保 健 雑 貨	8,972	7,647	
	家 庭 燃 料	143,369	141,638	
	そ の 他	0	0	
	小 計	199,772	195,378	
合 計	2,605,461	2,582,819		

(3) 保管事業取扱実績 (単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 益	保 管 料	1,378	1,466
	荷 役 料	0	0
	そ の 他	323	67
	合 計	1,701	1,533
費 用	保 管 材 料 費	62	72
	保 管 労 務 費	0	0
	そ の 他	1,453	1,942
	合 計	1,515	2,014

(4) 指導事業取扱実績 (単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 益	賦 課 金	11,962	11,553
	指 導 事 業 補 助 金	6,088	6,288
	実 費 収 入	1,846	1,901
	合 計	19,896	19,742
費 用	営 農 改 善 費	6,382	7,511
	生 活 文 化 改 善 費	2,042	2,347
	部 会 活 動 費	340	377
	教 育 情 報 費	8,700	8,787
	農 政 活 動 費	136	136
	組 織 強 化 費	6,485	6,254
	合 計	24,085	25,412

(5) 利用事業取扱実績 (単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 益	カントリー収益	20,000	20,000
	大豆施設収益	38,573	19,354
	農作業受委託事業収益	5,062	5,496
	合 計	63,635	44,850
費 用	カントリー費用	0	0
	大豆施設費用	19,577	18,601
	農作業受委託事業費用	4,596	5,014
	合 計	24,173	23,615

(6) 宅地等供給事業取扱実績 (単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 益	宅地等供給手数料	0	0
	宅地等供給雑収入	491	837
	合 計	491	837
費 用	宅地等供給費	0	0
	宅地等供給雑費	117	82
	合 計	117	82

(7) 葬祭事業取扱実績 (単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 益	葬 祭 利 用 料	231,756	187,535
	葬 祭 雑 収 入	186	128
	合 計	231,942	187,663
費 用	葬 祭 材 料 費	80,966	64,239
	葬 祭 労 務 費	-	1,071
	葬 祭 雑 費	2,287	2,078
	合 計	83,253	67,388

IX. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
総資産経常利益率	0.41	0.28	△ 0.13
資本経常利益率	6.53	4.37	△ 2.16
総資産当期純利益率	0.40	0.31	△ 0.09
資本当期純利益率	6.51	4.95	△ 1.55

- 注 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資本勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金（税引後） / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金（税引後） / 純資本勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

		令和5年度	令和6年度	増減
貯貸率	期末（残高）	13.82	13.47	△ 0.35
	期中平均（平残）	15.29	13.65	△ 1.64
貯証率	期末（残高）	1.23	2.74	1.52
	期中平均（平残）	0.64	2.06	1.42

- 注 1. 貯貸率（期末） = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率（期中平均） = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率（期末） = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率（期中平均） = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

X. 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	60	11

注1. 対象役員は、理事20名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

注2. 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(学識経験者及び支店運営委員代表から選出された委員9人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金は、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金総額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の退職慰労金については理事会において決定し、監事各人別の退職慰労金については監事の協議によって定めています。

この場合の役員各人別の退職慰労金については、常勤役員退職慰労金算定基準及び役員退職慰労引当規程に基づき、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定した金額を勘案して決定しています。常勤役員退職慰労金算定基準については、役員報酬審議会(学識経験者及び支店運営委員代表から選出された委員9人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当組合の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同額等以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

注2. 「同額等」は、令和6年度に当組合の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

3. その他

当組合の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。



FOR YOU WITH ME

自然と夢とやすらぎを 次代へ

<https://www.ja-mii.com/>



令和7年7月発行

(表紙：アストランティア)